東京海上日動　東京海上日動あんしん生命　生損保一体型

# Total assist 超保険

パンフレット 兼 重要事項説明書

TOKIO MARINE NICHIDO

2012年1月1日
以降始期用

CG3

本冊子は「トータルアシスト超保険」のパンフレット兼重要事項説明書です。

認定番号：10147003
超保険（自動車に関する補償）はWeb約款選択等により地球環境保護活動に貢献しています。

ちきゅうにやさしい
エコマーク認定自動車保険

TOKIO MARINE GROUP

NEW! 他人のお車を借りる場合等、携帯電話でご加入手続きが可能な1日単位の自動車保険「ちょいのり保険（1日自動車保険）」がお役に立ちます。

超保険のモバイルサイトはこちら!

申込書等別紙

# 東京海上グループがご提案する「新しい保　険のかたち」です。

## お客様に必要な補償を１つの保険にまとめ　ました。

**従来の保険契約**

自動車保険や火災保険、
生命保険等の商品単位で保険に加入していました。

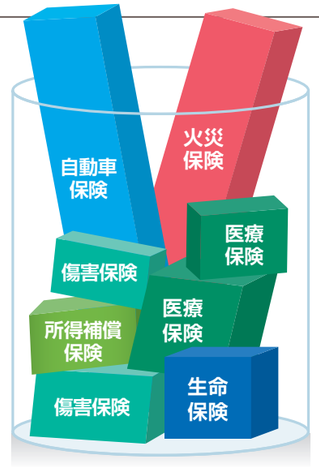


**超保険**

**従来の「商品単位」ではなく、
お客様に必要な補償を１つにまとめました。**

**さらに**

お客様のライフプランや家族構成等に合わせて、補償を設計することができます。

**コンサルティングを通じて、
お客様お一人おひとりに合った補償を
オーダーメイドでご提供**

## お客様の人生のイベントに応じて補償内容　を見直しできます。

**超保険での
補償見直しイメージ**
（例）

**今日から
社会人！**

ご自身の補償を
中心に
初めて保険に
ご加入

**これからは
責任も2倍！**

ご自身に万一のことが
あった場合の補償
や家財の補償
を追加

**カーライフを
快適に！**

自動車に
関する補償を
新たに追加

**新しいご家族も
サポート！**

お子様の
ケガや病気等
ご家族全体の
補償を充実

**大切な住まいを
守る！**

地震にも備えて
住まいに関する補償
を見直し

**お子様の独立を
応援！**

お子様の補償部分を
別契約へ

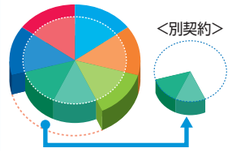




## もくじ contents


**超保険とは** ····· P.1〜2

**リスクの種類** ····· P.3〜4

**商品のしくみ**
〜補償ラインナップ〜 ····· P.5〜6

**特 長** ····· P.7〜8

**補償内容**
- 住まいに関する補償 ····· P. 9〜11
- 自動車に関する補償 ····· P.12〜15
- 携行品・賠償・費用に関する補償 ····· P.16〜17
- からだに関する補償 ····· P.18〜24

**超保険アシスト**
- 自動車のアシスト ····· P.25〜26
- 住まいのアシスト ····· P.26〜27
- からだのアシスト ····· P.27〜28
- くらしのアシスト ····· P.28

**Ⅰ ご契約時にご確認いただきたいこと** ····· P.29〜41

**Ⅱ ご契約後にご注意いただきたいこと** ····· P.42


※本冊子はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

［ マークのご説明 ］

- 契約概要 — ご契約いただく保険の特に重要な情報です。
- 注意喚起情報 — お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい情報です。
- 申込書 — 申込書等で確認していただきたい項目です。
- 用語解説 — 用語を解説しています。

# お客様とご家族を取り巻く**リスク**はこん　なにあります。

## 〈1〉住まいに関するリスクに備える

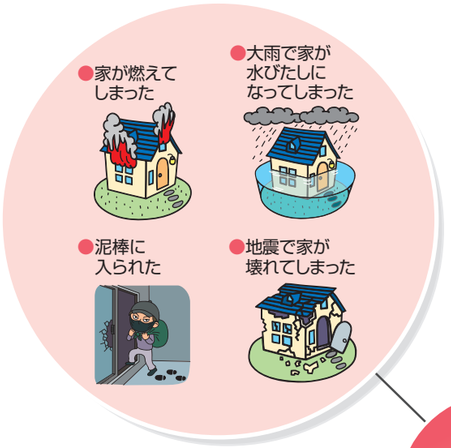


## 〈2〉自動車に関するリスクに備える

## 〈3〉携行品・賠償・費用に関するリスクに備える

## 〈4〉収入減に関するリスクに備える

## 〈5〉ケガに関するリスクに備える

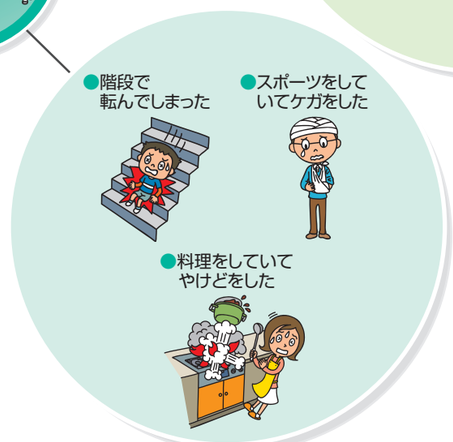


## 〈6〉病気に関するリスクに備える

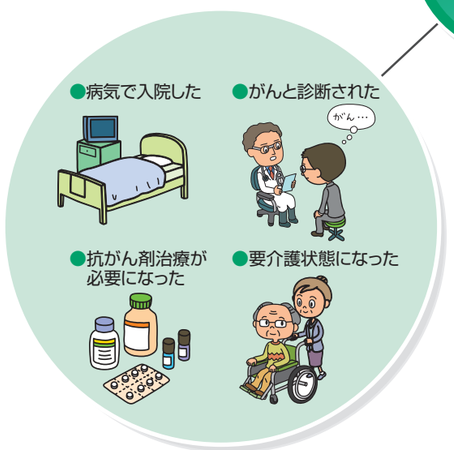


## 〈7〉死亡に関するリスクに備える

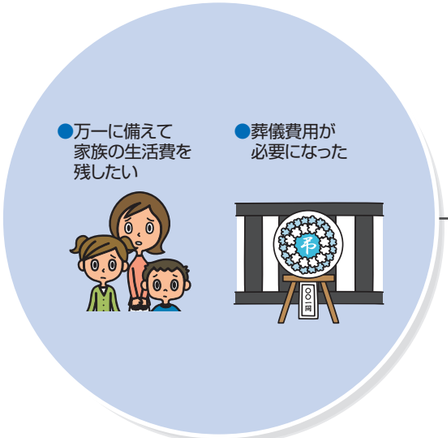

**超保険は、お客様とご家族をリスクから守ります！**

**お客様と取り巻くリスクをしっかりお**

契約概要

# お客様が「備えておきたいこと」に合わせて保険をおつくりします。

●超保険は、ご契約者が個人の場合に、世帯*1を引受けの単位としてご契約いただけます*2。

*1 世帯とは、右記①～③の集まりをいいます。[ ① ご契約者　② ①の配偶者　③ ①または②の同居の親族 ]

*2 ご契約の際には、「住まいに関する補償」「自動車に関する補償」「からだに関する補償」の中から複数の補償をお申込みいただく必要があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

## 住まいに関する補償 [ 詳細は P.9～11、P.27 ]

### 住まいの補償

**火　災**
火災、落雷、破裂・爆発にあったとき

**風　災**
風災・雹災・雪災にあったとき

**水　災**
水災にあったとき

**盗難・水濡れ等**
盗難や給排水設備に生じた事故による水濡れ等にあったとき

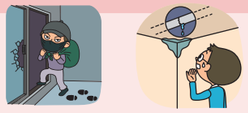

**破損等**
左記以外の偶然な事故による破損等があったとき

**類焼損害**
自宅からの火災で隣の家が燃えてしまったとき

**住まいの選べるアシスト**
火災、落雷、破裂・爆発事故、盗難事故の再発防止を講じるとき

### 地震補償

**地震保険**
地震や噴火、津波を原因とした火災・損壊・埋没・流失にあったとき

**地震保険の上乗せ補償**
地震による家や家財の損害の補償を増やしたいとき

## 自動車に関する補償 [ 詳細は P.12～15、P.25、P.26 ]

### 賠償に関する補償

**対人賠償責任**
お車の事故で他人にケガをさせてしまったとき

**対物賠償責任**
他人のお車や物を壊してしまったとき

**対物超過修理費**
相手方のお車の時価額を超える修理費が発生してしまったとき

### ご自身の補償

**人身傷害・傷害一時金**
お車に乗車中の事故や歩行中に車との接触によりケガをしてしまったとき

**入院時選べるアシスト**
お車の事故で3日以上入院されたとき

### お車の補償

**単独事故**
車庫入れの失敗等の事故によりお車が壊れたとき

**他のお車との衝突・接触**
お車同士が衝突してしまったとき

**火災・台風・盗難等**
お車が火災・台風・盗難等にあったとき

**駐車中の当て逃げ**
駐停車中に衝突・接触等にあったとき

### お車の補償

**全損時諸費用**
ご契約のお車が全損となったとき

### その他の補償

**他車運転**
借りたお車で事故を起こしたとき

**レンタカー費用**
事故によりレンタカーが必要となったとき

**車内携行品**
お車に積んでいた日用品に損害が生じたとき

**ファミリーバイク**
原動機付自転車で事故を起こしたとき

**おくるま搬送時選べるアシスト**
事故や故障等、突然のトラブルが発生したとき

お見積もりは、お近くの東京海上グループの超保険取扱代理店まで!

## 携行品・賠償・費用に関する補償 [ 詳細は P.16、P.17 ]

### 携行品に関する補償

**携行品**
携行中の身の回り品に損害が生じたとき

### 賠償責任に関する補償

**個人賠償責任**
日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったとき

**受託品賠償責任**
借りている物を壊したり盗まれたりしたとき

**借家人賠償責任**
借家を焼失させてしまったとき

### 費用に関する補償

**弁護士費用等（日常生活）**
被害事故にあい、法律相談や相手との交渉を弁護士に依頼したとき

**救援者費用等**
飛行機や船が行方不明になったときや、ケガによる長期入院で家族が駆けつけたとき

**ホールインワン・アルバトロス費用**
ホールインワンをして祝賀会等の費用を負担したとき

## からだに関する補償 [ 詳細は P.18～24 ]

### 傷害定額（ケガに関する補償）

**傷害死亡・後遺障害**
ケガで死亡されたり後遺障害が生じたとき

**傷害入院・手術**
ケガをして入院や手術をしたとき

**傷害通院**
ケガをして通院したとき

**傷害一時金払**
ケガをして医師の治療を要したとき

### 所得補償（収入減に関する補償）

**所得補償**
ケガや病気で働けなくなってしまったとき

### 生命保険（ケガ、病気、死亡に関する補償）

メディカルKit

**疾病・災害入院**
病気やケガで入院したとき

**手術・放射線治療**
病気やケガで所定の手術または放射線治療を受けたとき

**5疾病就業不能**
がん・急性心筋梗塞・脳卒中・肝硬変・慢性腎不全で働けなくなってしまったとき

**先進医療**
先進医療による療養を受けたとき

**3大疾病保障**
がん・急性心筋梗塞・脳卒中で一定の疾病状態になったとき

**女性疾病保障**
特定疾病で入院したときや乳房再建手術を受けたとき

### 生命保険（ケガ、病気、死亡に関する補償）

がん治療支援保険

**がん診断**
がんと診断されたとき

**がん入院**
がん治療のために入院したとき

**がん手術**
がん治療のための手術を受けたとき

**がん通院**
がん治療のために通院したとき

**がん先進医療**
がん治療のために先進医療による療養を受けたとき

**抗がん剤治療**
所定の抗がん剤による治療を受けたとき

**長生き支援終身**

**死亡・高度障害・介護**
万一のときの保障と介護の保障を一生涯続けたいとき

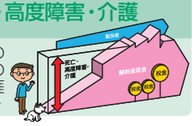


**長割り終身**

**死亡・高度障害**
万一のときの保障を一生涯続けたいとき

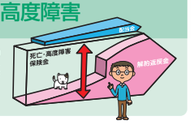


**家計保障定期保険**

**死亡・高度障害**
万一のときの毎月の生活費を確保したいとき

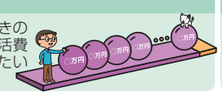


**定期保険**

**死亡・高度障害**
必要な期間、必要な保障をしっかり確保したいとき

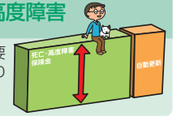


※「住まいに関する補償」、「自動車に関する補償」、「携行品・賠償・費用に関する補償」、「からだに関する補償（傷害定額および所得補償）」については、東京海上日動が引受保険会社となります。「からだに関する補償（生命保険）」については、東京海上日動あんしん生命が引受保険会社となります。

※こちらに記載している補償は、超保険の代表的な補償です。詳細は、P.9～27および「ご契約のしおり（約款）」をご確認ください。

※補償を受けられる方またはそのご家族が、人身傷害保険、ファミリーバイク特約、他車運転危険補償特約（二輪・原付）、個人賠償責任補償特約またはホールインワン・アルバトロス費用補償特約をご契約される場合で、既に他の保険でこれらと同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

# 超保険独特のしくみ！

## 特長1 一目でわかる補償の一覧性

### ご契約内容一覧表

超保険をご契約いただいたすべてのお客様に、補償内容をイラストと○×等で表示したご契約内容一覧表をご提供します（ご契約後に郵送でお届けします。）。
万一の場合や補償内容が気になったときにご確認いただくことで、ご契約後の補償管理や今後の見直しにお役立ていただけます。ご家族全員がすぐに取り出せる場所に保管いただくことをおすすめします。
生損保一体型だからこそできる安心のしくみです。

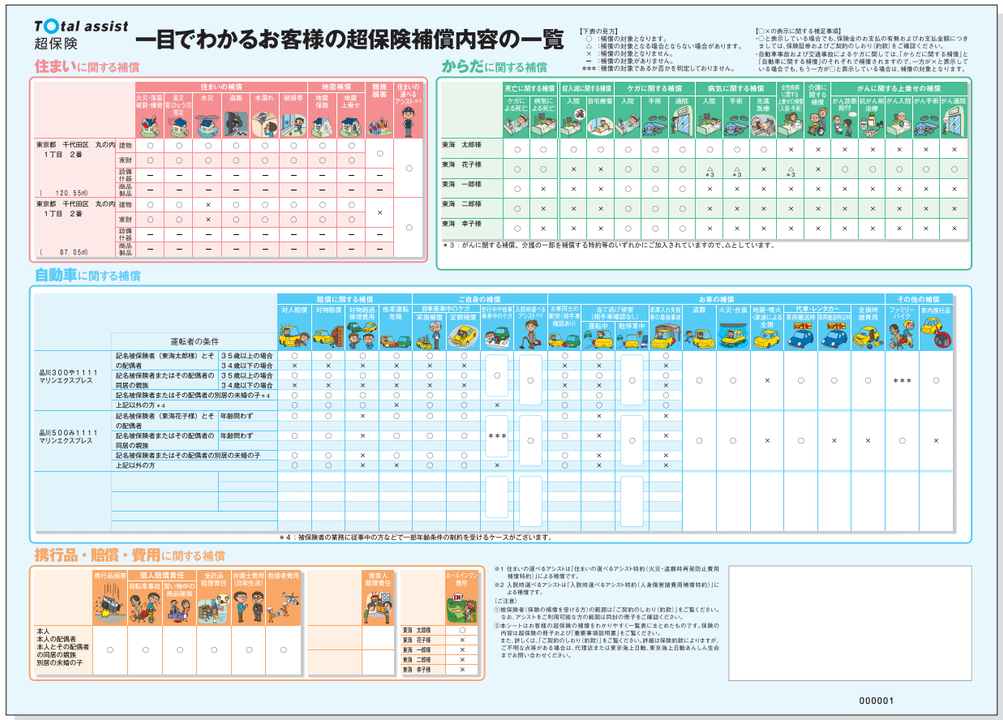


〈2012年1月時点イメージ〉

## 特長2 ご契約をまとめることによる“3つの効果”

ご契約をまとめることができる超保険独特のうれしい効果があります。

- 補償のモレ・ダブリを解消
- 保険に関する窓口の一本化
- 保険料負担額の軽減（まとめて割引）

詳細は P.29

## 特長3 必要に応じて選べる充実のラインナップ

### ●地震によるお住まいや家財の損害を最大100%*1補償。

#### 地震危険等上乗せ補償特約

地震保険は最高でも保険の対象の支払限度額（保険金額）の50%までの補償となりますが、地震保険に加えて「地震危険等上乗せ補償特約」をご契約いただくことで、地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする損害について最大100%*1の補償が可能となります。また、地震保険と本特約の保険料は地震保険料控除の対象となります。

＊1 地震保険を保険の対象の支払限度額（保険金額）の50%（上限）でご契約した場合。
※ご契約にあたっては一定の引受条件があります。

### ●お車の事故にあわれたときの「補償のダブリ」を解消。

#### 自動車運行中の傷害危険不担保特約

「自動車に関する補償」と「からだに関する補償（傷害定額）」の両方にご契約いただいたお客様が自動車事故でケガをされたとき、両方から重複して支払われる「補償のダブリ」を解消することで、保険料が軽減できます。

※「自動車に関する補償」の有無にかかわらず、自動車事故でケガをされたときには「からだに関する補償（傷害定額）」においては保険金はお支払いできませんので、ご注意ください。

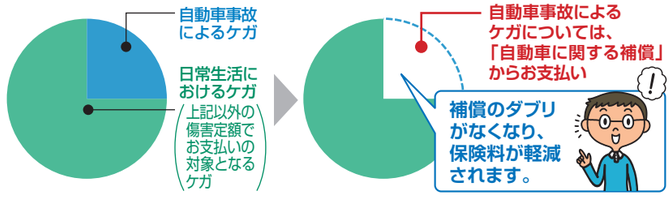


### ●お客様のご要望にあわせて様々な補償を自由に組み合わせ。

#### 携行品・賠償・費用に関する補償 （詳細はP.16、P.17）

借りている物を壊したり盗まれたりしたときの持ち主への賠償や、日常生活における被害事故に関する弁護士相談費用等、様々な補償をお選びいただくことができます。

#### からだに関する補償 （詳細はP.18～24）

ケガで医師の治療を要したときに受け取ることができる「傷害一時金払保険金」、がんと診断されたときに受け取ることができる「がん診断給付金」、ケガや病気により働けなくなったときにその日数に応じて保険金を受け取ることができる「所得補償」等を、必要に応じてお選びいただくことができます。

## 特長4 様々な場面で利用できる各種サービス（超保険アシスト）

事故だけでなく、日常生活でもしっかりサポートします。詳細は、P.25～28をご参照ください。

自動車のアシスト ＋ 住まいのアシスト ＋ からだのアシスト ＋ くらしのアシスト

# 住まいに関する補償

## 住まいの補償

保険の対象をお選びください

居住用の建物*1・マンション戸室*2

家 財*3

設備・什器*3*4

商品・製品*4

*1 門、塀、垣や外灯等の敷地内に所在する屋外設備を含みます。
*2 バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。
*3 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
*4 併用住宅(P.32をご参照ください。)に収容される場合に限ります。

ⓘ 住まいの補償については、補償の組み合わせ等により、ご契約いただけない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

### ●損害保険金 保険の対象に以下の事故が起こったときに、損害保険金をお支払いします。

例えば…

| | | |
|---|---|---|
| 家が燃えてしまったときは? | 火災リスク | **火災、落雷、破裂・爆発**による損害を補償します。 |
| 台風で屋根が壊れたときは? | 風災リスク | **風災、雹災、雪災**による損害を補償します。 |
| 大雨で家が水びたしになったときは? | 水災リスク | **水災**(床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)による損害を補償します。 |
| 泥棒に入られたとき・水濡れが起きたときは? | 盗難・水濡れ等リスク | **盗難、水濡れ、建物外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為**等による損害を補償します。 |
| うっかり窓ガラスを割ってしまったり、テレビを落としてしまったときは? | 破損等リスク | **上記以外の偶然な事故による破損**等の損害を補償します。 |

ⓘ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)を、0円*5、5千円、3万円、5万円からお選びください。
お支払いする保険金は 損害額(修理費)ー 免責金額(自己負担額)*6 です(支払限度額(保険金額)を上限とします。)。
・免責金額(自己負担額)とは…お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。
*5 破損等リスクのみ免責金額(自己負担額)が5千円となります。
*6 ただし、通貨等、預貯金証書の盗難については免責金額(自己負担額)を差し引きません。

### ●費用保険金 損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

※ Ⓐ～Ⓕの費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします。(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。)

例えば…

| | | |
|---|---|---|
| 火事で燃えた建物の燃え残りを片づけたいときは? | Ⓐ 残存物取片づけ費用保険金 | 損害が生じた保険の対象の**残存物の取片づけ**に必要な費用 |
| どうして水濡れが起こったのか、調査しなければならないときは? | Ⓑ 損害原因調査費用保険金 | 損害が生じた保険の対象を復旧するために必要な**その損害の原因の調査費用**(Ⓓ修理付帯費用保険金の一部としてお支払い) |
| 強風で物が飛んできて屋根に穴があいたときは? | Ⓒ 仮修理費用保険金 | 損害が生じた保険の対象の**仮修理の費用**(Ⓓ修理付帯費用保険金の一部としてお支払い) |

用語解説

用語の解説
・家　　財: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
・設備・什器: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。
・商品・製品: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。
・水　濡　れ: 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。



Ⓐ～Ⓒの費用保険金以外にも以下の費用をお支払いします。

| | |
|---|---|
| Ⓓ 修理付帯費用保険金 | ●損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用)<br>●損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用(試運転費用)<br>●損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用)<br>●損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務等の費用) |
| Ⓔ 損害拡大防止費用保険金 | 火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等) |
| Ⓕ 請求権の保全・行使手続費用保険金 | 他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用 |
| Ⓖ 失火見舞費用保険金 | 建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じた場合の第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円(ただし、支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。)。 |
| Ⓗ 水道管凍結修理費用保険金 | 建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理した場合の修理費用。1事故について10万円を限度とします。 |
| Ⓘ 地震火災費用保険金 | 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象(建物・家財)が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。<br>・建物:半焼以上(20%以上の損害)<br>・家財:家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害) |

**保険金をお支払いしない主な場合**
契約概要 注意喚起情報

・ご契約者、補償を受けられる方またはその同居の親族等の**故意**もしくは**重大な過失**または**法令違反**によって生じた損害
・戦争・内乱その他これらに類似の事変や暴動によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震・噴火またはこれらによる津波によって延焼または拡大した損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
・損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害
・給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害
・偶然な事故による破損等のうち、次のもの　等
　・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによるもの
　・自然の消耗または劣化
　・建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣
　・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損
　・電気的または機械的事故(特約により補償できる場合があります。)
　・保険の対象の置き忘れや紛失
　・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた事故
　・以下の家財や身の回り品に生じた事故
　　携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等

家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。
・自動車や船舶等　・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
・設備・什器や商品・製品等　・動物、植物等の生物　・データやプログラム等の無体物　等

### 主な特約とその概要

契約概要

さらに、様々な特約(オプション)もご用意しています。

例えば…

| | | 補償内容 |
|---|---|---|
| 火災によって様々な費用がかかったときは? | 臨時費用補償特約 | **事故*7によって損害保険金が支払われる場合**に必要となる様々な臨時費用として、1事故について保険の対象(建物や家財等)ごとに100万円を限度に損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。<br>臨時費用のお支払いの対象となる事故を限定することができます。<br>*7 家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。 |
| 自宅からの火災で隣の家が燃えてしまったときは? | 類焼損害補償特約 | ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、**類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合**、法律上の賠償責任が生じないときであっても1事故について1億円を限度に**修復費用の不足分**を補償します。 |
| 地震による家や家財の損害の補償を増やしたいときは? | 地震危険等上乗せ補償特約<br>(一定の条件*8を満たす場合にご契約いただけます。) | 地震保険*9によって保険金が支払われる場合に、**地震保険による保険金と同額**をお支払いします。ただし、地震保険による保険金と合算で保険の対象の再取得価額を限度とします。<br>*9 地震保険の補償内容については、「地震保険」(P.11)をご参照ください。 |
| 地震による火災の補償を増やしたいときは? | 地震火災費用保険金増額特約<br>(一定の条件*8を満たす場合にご契約いただけます。) | 地震火災費用保険金*10を支払限度額(保険金額)の30%に増額してお支払いします。<br>*10 地震火災費用保険金の補償内容については、上記「ⓘ地震火災費用保険金」をご参照ください。 |

*8 詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。
※「住まいの選べるアシスト特約」(住まいの選べるアシスト)をご契約いただくことにより、罹災後のサポートを受けられます。詳細は、「住まいの選べるアシスト」(P.27)をご参照ください。

# 地震保険

保険の対象　居住用の建物・マンション戸室　家　財

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

住まいの補償では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません（地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。）。地震・噴火またはこれらによる津波による損害については、住まいの補償とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります。

## 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

保険の対象に**地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害**が起こったときに保険金をお支払いします。

**例えば…**

地震で家が壊れたときは？

地震による火災で家が燃えてしまったときは？

地震による津波で家が流されてしまったときは？

**地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失**による損害を補償します。

- ●地震保険は住まいの補償とあわせてご契約いただきます（住まいの補償のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。）。
- ●地震保険の保険金額は、住まいの補償の支払限度額（保険金額）の30%～50%の範囲内で設定いただきます（ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。）。
- ●一定の適用条件を満たした場合、**保険料の割引**があります。「●地震保険の割引について」（P.33）をご参照ください。

## ●お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合（100%、50%または5%）を保険金としてお支払いします（「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。）。

| 損害の程度 | 認定の基準*1 | | | お支払いする保険金の額 |
|---|---|---|---|---|
| | 建物 | | 家財 | |
| 全損 | 主要構造部の損害額が 建物の時価の 50%以上 | 焼失または流失した床面積が 建物の延床面積の 70%以上 | 家財の損害額が 家財全体の時価の 80%以上 | 地震保険保険金額の 100%（時価*2が限度） |
| 半損 | 主要構造部の損害額が 建物の時価の 20%以上50%未満 | 焼失または流失した床面積が 建物の延床面積の 20%以上70%未満 | 家財の損害額が 家財全体の時価の 30%以上80%未満 | 地震保険保険金額の 50%（時価*2の50%が限度） |
| 一部損 | 主要構造部の損害額が 建物の時価の 3%以上20%未満 | 床上浸水 全損・半損に至らない建物が、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合 | 家財の損害額が 家財全体の時価の 10%以上30%未満 | 地震保険保険金額の 5%（時価*2の5%が限度） |

*1 認定方法については、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。
*2 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。
※お支払いする保険金は、1回の地震・噴火またはこれらによる津波における損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円（2011年8月現在）を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。

**保険金をお支払いしない主な場合**　契約概要　注意喚起情報

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害　等

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等（高額貴金属等）、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。





# 自動車に関する補償

自動車に関する補償は、以下の**1**、**2**の条件をいずれも満たすノンフリート契約*1の場合にご契約いただけます。

*1 ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が9台以下のご契約をいいます。

**1 記名被保険者が以下の①～③の方**

記名被保険者とは…
補償の中心となる方をいいます。ご契約のお車を主に使用される方1名をご契約時に設定いただきます。

**2 ご契約のお車が、以下の①～③の方が所有する主な自家用車*2または二輪自動車**

主な自家用車とは…
お車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）、自家用貨物車［普通（最大積載量2トン以下）・小型・軽四輪］、特種用途自動車（キャンピング車）であるものをいいます。

*2 事業にのみ使用するお車を除きます。

具体的には…ご家庭で使用するファミリーカーや、個人事業主の方で事業以外にもご家庭で使用するお車の場合に、自動車に関する補償をご契約いただけます。

① ご契約者　② ①の配偶者　③ ①または②の同居の親族

# 賠償に関する補償

## 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

相手方の治療費や修理費等をお支払いします。

### 他人にケガをさせてしまったときは？

**対人賠償責任保険**

保険金額は無制限をおすすめします。

ご契約のお車の事故により、**他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合**に、相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします（ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます。）。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。また、対人事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

【ご参考】対人賠償高額判決例

| 認定総損害額 | 相手方 | 被害内容 |
|---|---|---|
| 3億8,281万円 | 会社員（男29歳） | 後遺障害 |
| 3億5,978万円 | 大学研究科在籍（男25歳） | 後遺障害 |

### 車や塀等の他人の財物を壊してしまったときは？

**対物賠償責任保険**

保険金額は無制限をおすすめします。

ご契約のお車の事故により、**車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度*3に保険金をお支払いします*4*5。あわせて、落下物取り片づけ費用・原因者負担金・損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

*3 保険金額が30億円を超える場合、ご契約のお車に積載中の危険物の火災、爆発または漏えいに起因する事故等は、30億円が限度となります。
*4 免責金額（自己負担額）が設定されている場合は、これを差し引いた額をお支払いします。
*5 相手方の財物の時価額を超える修理費をお支払いすることはできません。

【ご参考】対物賠償高額判決例

| 認定総損害額 | 事故状況 | 被害物 |
|---|---|---|
| 1億3,580万円 | 車両衝突事故 | 店舗 |
| 1億2,036万円 | 踏切内、電車衝突事故 | 電車・沿線家屋 |

### 相手方の車の修理費が時価額を超えるときは？

**対物超過修理費特約**

オプション

（対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。）

対物賠償責任保険で補償する事故で、**相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合**に、損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行ったときに限り、**差額分の修理費**に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額を保険金としてお支払いします（1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。）。

**過失割合によっては、相手方にも修理費用の一部負担が生じます。**

<例>補償を受けられる方の過失割合80%、相手方の過失割合20%
相手方の車の時価額が60万円、修理費が100万円

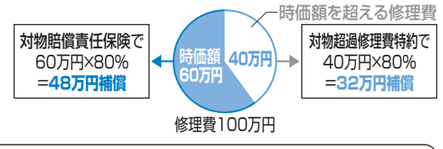


**保険金をお支払いしない主な場合**　契約概要　注意喚起情報

共通
- 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、**損害賠償責任が加重**された場合、その加重された部分の損害
- ご契約者、記名被保険者等の**故意**によって生じた損害
- **台風、洪水**または**高潮**によって生じた損害
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 記名被保険者以外の補償を受けられる方の故意によって生じた損害（その方が損害賠償責任を負担する部分）
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます。）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害　等

**対人賠償責任保険**
ご契約のお車の事故により、以下の方にケガをさせてしまい、それによって補償を受けられる方が被った損害　等
① **記名被保険者**　② ご契約のお車を**運転中の方**　③ **補償を受けられる方**または②の、**父母・配偶者**または**子**　④ 補償を受けられる方の業務に従事中の**使用人**

**対物賠償責任保険・対物超過修理費特約**
ご契約のお車の事故により、以下の方の所有、使用または管理する財物を壊し、それによって補償を受けられる方が被った損害　等
① **記名被保険者**　② ご契約のお車を**運転中の方**　③ **補償を受けられる方**　④ ②または③の、**父母・配偶者**または**子**

**示談交渉**（対人賠償責任保険／対物賠償責任保険）

相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。

○**以下の場合は示談交渉できません。**
- 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合
- 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合
- 相手方へ損害賠償請求を行う場合　等

※保険会社が示談交渉できない「もらい事故」の相手方との交渉には「弁護士費用等補償特約（日常生活）」（もらい事故アシスト）をご契約いただくと安心です。詳細は、「もらい事故アシスト」（P.25）をご参照ください。

# ご自身の補償

## 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

ご自身・ご家族・乗車中の方の治療費等をお支払いします。

**お車に乗車中の事故によりケガをしたときは？**

**歩行中に車との接触により、ケガをしたときは？**

**人身傷害保険**

原則として自動セット*1

（ご契約のお車が二輪自動車の場合は自動セットされません。）

**お車の運行に起因する事故等で生じたケガによる治療費・休業損害あるいは死亡による逸失利益・精神的損害等**、補償を受けられる方1名について、過失割合にかかわらず保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。

［ 補償の対象となる事故の範囲 ］

| ご契約のお車に乗車中の方 | 記名被保険者およびそのご家族 | |
|---|---|---|
| ご契約のお車に乗車中の事故の補償 | ご契約のお車以外のお車*2に乗車中の事故の補償（記名被保険者およびそのご家族が運転中*3の事故は、同乗者も補償されます。） | 歩行中の、お車との接触等による事故の補償 |

※ご契約のお車に乗車中の方、記名被保険者およびそのご家族以外の、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者は、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。

「人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約」をご契約いただくことで、すべての補償を受けられる方について、補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定し、保険料を割安にすることができます。

*1 例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は人身傷害保険が自動セットされません。
*2 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車等は対象外です。
*3 駐車または停車中の場合、事業用のお車を運転中の場合等を除きます。

**相手方が無保険車のときは…**他のお車との事故により死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名について2億円（保険金額が無制限の場合は無制限）を限度に保険金をお支払いします。

**例:** 事故で相手方の過失割合が60%、補償を受けられる方の過失割合が40%。総損害額*4が8,000万円であった場合。

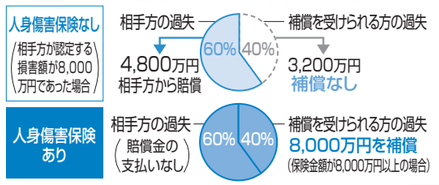


**補償を受けられる方の過失の有無・割合にかかわらず補償が受けられます。**

ケガや死亡による総損害額*4を、過失割合にかかわらず保険金額を限度に補償します。

※ 補償を受けられる方の年齢や収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、適正な保険金額をご設定ください。
※ 労働者災害補償制度によって既に給付が決定しまたは支払われた場合や、相手方から賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。
※ ケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

**相手方との交渉は不要です。**

総損害額*4をご請求いただく場合は、東京海上日動が直接保険金をお支払いしますので、相手方との交渉は不要です。

*4 総損害額の認定は、約款に基づき東京海上日動が行います。

**ケガをして5日以上入通院したときは？**

**ご契約のお車に乗車中の事故によりケガをしたときは？**

**傷害一時金保険**

（人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。）

**搭乗者傷害特約（一時金払）**

オプション

（ご契約のお車が二輪自動車で、人身傷害保険をご契約されていない場合にご契約いただけます。）

**搭乗者傷害特約（日数払）**

オプション

（ご契約のお車が二輪自動車で、傷害一時金保険をご契約されていない場合にご契約いただけます。）

※搭乗者傷害特約（一時金払）と搭乗者傷害特約（日数払）を重ねてご契約いただくことはできません。

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の**入院・通院日数が通算して5日以上となった場合**に、補償を受けられる方1名について保険金額の全額をお支払いします。

*5 5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限ります。

**ご契約のお車の事故により、乗車中の方**が、**ケガ・死亡された場合**や**後遺障害を被られた場合**に、補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

**＜搭乗者傷害特約（一時金払）＞**

**ケガの場合には、一時金として傷害保険金（入通院給付金または治療給付金）をお支払いします。**

- **入院・通院日数が通算して5日以上の場合**
  ケガの内容に応じて入通院給付金をお支払いします。
- **入院・通院日数が通算して4日以内の場合**
  治療給付金として1万円をお支払いします。

**＜搭乗者傷害特約（日数払）＞**

**ケガの場合には、入院保険金日額または通院保険金日額に、医師等が治療を必要と認める治療日数を乗じた額を傷害保険金としてお支払いします。**

※治療日数は、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とします。
※通院の場合、治療日数は90日を限度とします。

**保険金をお支払いしない主な場合**（共通）

契約概要　注意喚起情報

- 補償を受けられる方の**故意**または**重大な過失**によって、補償を受けられる方本人に生じた損害
- **極めて異常かつ危険な方法**でお車に乗車中の方に生じた損害
- **無免許運転**や**酒気帯び運転**によって、運転者本人に生じた損害
- 補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に、その本人に生じた損害
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます。）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- 補償を受けられる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）
- 補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害　等

※人身傷害保険をご契約されずに対人賠償責任保険をご契約のときは、自損事故傷害特約*6および無保険車事故傷害特約*7が自動セットされます。

*6 自損事故傷害特約では、補償を受けられる方が自損事故により①死亡された場合には、死亡保険金②後遺障害を被られた場合には、その後遺障害の程度に応じた後遺障害保険金③医師等の治療を必要とした場合には、医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、傷害保険金をお支払いします。④また、東京海上日動が定める介護を必要とする重度の後遺障害を被られた場合に、介護費用保険金をお支払いします。

*7 無保険車事故傷害特約では、補償を受けられる方が相手方の車との事故により死亡された場合や、後遺障害を被られた場合で、相手方が不明、相手方が無保険または相手方の保険の支払条件により十分な補償を受けられないときに、無保険車傷害保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。

※人身傷害保険をご契約いただいた場合、「入院時選べるアシスト特約」（入院時選べるアシスト）をご契約いただくことにより、入院中・退院後のサポートを受けられます。
詳細は、「入院時選べるアシスト」（P.25）をご参照ください。



# お車の補償

## 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

ご契約のお車の修理費等をお支払いします。

**事故によりご契約のお車が壊れたときは？**

**車両保険**

（ご契約のお車が二輪自動車の場合は限定Aをお選びいただけません。）

**事故によりご契約のお車に生じた損害**に対して保険金をお支払いします。ご希望により一般条件、エコノミー車両保険（車対車+A）等をお選びいただき、1回目と2回目以降の車両事故のそれぞれについて免責金額（自己負担額）*1を設定いただきます。それぞれ対象となる事故の例は以下のとおりです。その他、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・車両運搬費用・盗難車両引取費用・共同海損分担費用をお支払いできる場合があります。

**一般条件**

**単独事故**
- ■電柱・ガードレール ■当て逃げに衝突
- ■車庫入れに失敗
- ■その他、墜落・転覆

**エコノミー車両保険（車対車+A）**

**他のお車との衝突・接触*2**
- ■お車同士の衝突
- ■二輪自動車・原動機付自転車との衝突

**限定A**

**火災・台風・盗難*3等**
- ■火災・爆発 ■盗　難*3 ■いたずら・落書・窓ガラス破損
- ■他物の飛来・落下 ■台風・たつ巻・洪水・高潮 ■その他、騒じょう・労働争議

地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。
一部のご契約を除き、この損害に備え下記地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約をご契約いただけます。

*1 全損*4以外の場合には、損害額からご契約時に設定された免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。なお、**車対車免ゼロ特約**をご契約いただいた場合、お車同士の衝突や接触事故であり、かつ、相手方の車（ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。）およびその運転者または所有者が確認できる車両事故の場合で、適用される免責金額（自己負担額）が3万円または5万円のときは免責金額（自己負担額）なしで保険金をお支払いします。
*2 **エコノミー車両保険（車対車+A）の場合**は、相手方の車（ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。）およびその運転者または所有者が確認されたときに限り補償します。当て逃げで相手方が不明の場合等は補償されません。
*3 ご契約のお車が二輪自動車の場合は、盗難による損害は補償されません。
*4 全損とは、ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。

**駐車中に当て逃げされたときは？**

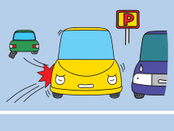

**駐車中の当て逃げ被害補償特約**

オプション

（ご契約のお車が主な自家用車で、エコノミー車両保険（車対車+A）をご契約の場合にご契約いただけます。）

ご契約のお車に生じた、エコノミー車両保険（車対車+A）では補償の対象外となる以下のような**駐車または停車中の損害**に対して、車両保険金をお支払いします。

- ●ご契約のお車が**駐車または停車中に**相手方の車（ご契約のお車と所有者が異なる場合に限ります。）と衝突・接触した場合で相手方の車が確認できないときの損害
- ●ご契約のお車が**駐車または停車中に**他物と衝突・接触、転覆または墜落した場合の損害

**ご契約のお車が全損*4となったときは？**

**車両全損時諸費用補償特約**

オプション

（車両保険をご契約の場合にご契約いただけます。）

**ご契約のお車が全損*4となった場合に**、車両保険の保険金額の10%に相当する額を全損時諸費用保険金としてお支払いします（1事故について20万円が限度です。）。

*4 全損とは、ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。

さらに以下のような特約もご用意しています（車両新価保険特約と車両修理時支払限度額引上げ特約を重ねてご契約いただくことはできません。）。

**車両新価保険特約** ※ この特約には車両全損時諸費用補償特約が自動セットされます。

（ご契約のお車が主な自家用車で、満期日がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月から37か月以内である場合にご契約いただけます。）
新たに購入したご契約のお車が、**事故**（盗難され発見されない場合を除きます。）**により大きな損傷***5**を受け、新車に買い替えた場合等**に、実際にかかる新車再購入費用（車両本体価格+付属品+消費税）等を「協定新価保険金額*6」を限度に保険金としてお支払い（新価払）します。また、新たにお車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、再取得時諸費用保険金をお支払いします。

*5 大きな損傷とは、ご契約のお車が修理できない場合、ご契約のお車の修理費が車両保険の保険金額以上となる場合またはご契約のお車の修理費が「協定新価保険金額*6」の50%以上となる場合（車体の内外装および外板部品を除いた本質的構造部分に著しい損傷が生じている場合に限ります。）のいずれかに該当することをいいます。
*6 ご契約のお車の新車購入時の価格に基づき設定いただきます。

**車両修理時支払限度額引上げ特約**

（ご契約のお車が主な自家用車で、ご契約のお車の車両保険の保険金額が50万円未満の場合にご契約いただけます。）
ご契約のお車の**修理費が車両保険の保険金額以上となる場合で修理を行ったとき**に、損害額からご契約時に設定された免責金額（自己負担額）を差し引いた金額を50万円を限度に保険金としてお支払いします。

**保険金をお支払いしない主な場合**（車両保険、上記各特約共通）

契約概要　注意喚起情報

- **バンク**等の**タイヤのみ**に生じた損害（ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に生じたタイヤの損害、火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。）
- ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金受取人等の**無免許運転**や**酒気帯び運転**によって生じた損害
- ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐しょく、さび、その他**自然の消耗**
- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること（練習を含みます。）、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- 法令により禁止されている**改造**を行った部分品または付属品に生じた損害
- **詐欺**または**横領**によって生じた損害
- **故障損害**
- **地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金の受取人等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害　等

**「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」**（ご契約のお車が主な自家用車で、車両保険（一般条件）をご契約の場合にご契約いただけます。）
**地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損*7となった場合**に、記名被保険者が臨時に必要とする費用に対し、50万円*8を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。

*7 本特約における全損とは、運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。
*8 この特約は、生活に欠かせない移動手段を確保すること等を目的として、記名被保険者に定額で50万円をお支払いするものです。ただし、車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、その金額をお支払いします。

詳しい補償内容や保険金をお支払いしない場合は、「ご契約のしおり（約款）」に掲載している特約をご参照ください。

※ご契約のお車が主な自家用車の場合に、「おくるま搬送時選べる特約」（おくるま搬送時選べるアシスト）をご契約いただくことにより、事故・故障時の各種手配を受けられます。詳細は、「おくるま搬送時選べるアシスト」（P.26）をご参照ください。

## その他の主な特約とその概要

契約概要

P.12～14でご説明した特約のほかにも、様々な特約（オプション）をご用意しています。

| | | 補償内容 |
|---|---|---|
| **借りたお車で事故を起こしたときは？** | **他車運転危険補償特約**<br>ご契約のお車が主な自家用車の場合に自動セット<br>（車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。） | 記名被保険者やそのご家族*1が借りたお車を運転中（駐車または停車中を除きます。）の事故でも、**借りたお車の保険に優先して**、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。<br>●法律上の損害賠償責任（対人・対物・車両*2）を補償　●補償を受けられる方のケガを補償<br>**ご注意ください**<br>・借りたお車が、主な自家用車の場合に保険金をお支払いします。<br>・借りたお車には、記名被保険者、記名被保険者の配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車を含みません。<br>*1 別居の未婚の子が所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合を除きます。<br>*2 ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、借りたお車自体に生じた損害に限ります。<br>※記名被保険者の業務に従事中の使用人が、ご契約のお車の整備・修理・点検等の間の代替として臨時に借りたお車（主な自家用車に限ります。）を運転中（駐車または停車中を除きます。）の場合も、本特約で補償することがあります。 |
| | | ※ご契約のお車が二輪自動車で対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合、他車運転危険補償特約（二輪・原付）をご契約いただけます。 |
| **事故によりレンタカーが必要になったときは？** <br>レンタカーとは…<br>道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡しすることの許可を受けた自家用自動車をいいます。 | **レンタカー費用補償特約**<br>ご契約のお車が主な自家用車で、車両保険およびおくるま搬送時選べる特約をご契約の場合にご契約いただけます。 | 車両保険で保険金をお支払いできる事故が生じた場合で、おくるま搬送時選べる特約により補償されないとき（走行可能であり修理工場等へレッカー搬送されていないとき等）でも、レンタカーを使用する場合の費用について、保険金をお支払いします。原則として、事故等の発生の日からその日を含めて30日を限度とし、ご契約時にお選びいただく保険金日額の範囲内でレンタカーをご利用いただけます。<br>※事故や故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合等は、おくるま搬送時選べる特約により補償します。内容の詳細は、「おくるま搬送時選べるアシスト」（P.26）をご参照ください。 |
| **お車に積んでいた日用品に損害が生じたときは？** | **車内携行品補償特約**<br>ご契約のお車が主な自家用車の場合にご契約いただけます。 | 偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された、**個人が所有する日用品（レジャー用品等）に生じた損害**を補償します。損害額から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。 |
| **ファミリーバイクで事故を起こしたときは？**<br>ファミリーバイクとは…<br>原動機付自転車をいいます（総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。）。 | **ファミリーバイク特約**<br>対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。<br>また、「人身傷害あり」のタイプは人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。 | **ファミリーバイク（借りたファミリーバイクを含みます。）を使用中の事故**等により記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任およびファミリーバイクに乗車中に生じたケガ等について、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。「人身傷害あり」または「自損事故傷害あり」のいずれかのタイプをお選びいただけ、対人賠償責任保険*3および対物賠償責任保険*4の他に、人身傷害保険*5または自損事故傷害特約*6をそれぞれ適用します。<br>**ご注意ください**<br>・運転者の年齢条件特約、家族限定特約または本人・夫婦限定特約をご契約されている場合も、これらの特約の条件にかかわらず、この特約での補償を受けられる方がファミリーバイクを使用中に起こした事故等は補償の対象となります。<br>*3 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するファミリーバイクでの対人賠償責任保険の補償の対象となる事故については、自賠責保険等で支払われるべき部分はお支払いしません。<br>*4 対物超過修理費特約をご契約の場合、ファミリーバイクを使用中の事故等にも適用されます。<br>*5 傷害一時金保険または入院時選べるアシスト特約をご契約の場合、ファミリーバイクを使用中の事故等にもそれぞれ適用されます。<br>*6 お支払いする保険金等の詳細は、「ご契約のしおり（約款）」に記載の「お支払いする保険金の概要一覧」をご参照ください。 |
| **事故があっても等級をすえおくには？** | **等級プロテクト特約（一般用）**<br>ご契約のお車が主な自家用車で、ノンフリート等級7等級（S）または7等級（F）～20等級が適用されるご契約の場合にご契約いただけます。 | 保険期間中の1回目の保険事故*7に限り、更新前のご契約に適用される等級をすえおいて、ご契約に適用します。<br>*7 等級すえおき事故（この特約を適用した等級すえおき事故を除きます。）やノーカウント事故を除きます。<br>※ご契約に7等級が適用される場合、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。<br>※車両保険、車内携行品補償特約、または他車運転危険補償特約の車両損害に係る保険事故については、事故の発生の日の翌日から7日以内に事故のご連絡がないときは、原則として等級すえおき事故としての取扱いができません。<br>※ノンフリート等級別割引・割増制度についてはP.36をご参照ください。 |

**保険金をお支払いしない主な場合**　契約概要　注意喚起情報

| | |
|---|---|
| 他車運転危険補償特約 | ・飛び石事故や当て逃げ等により借りたお車自体に生じた、補償を受けられる方に**法律上の損害賠償責任が発生しない損害**<br>・**無免許運転**や**酒気帯び運転**により、借りたお車を壊したことで生じた、その持ち主への法律上の損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害　等 |
| レンタカー費用補償特約 | ・発生した事故が、**ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に該当しない場合**<br>・**燃料の不足**や**バッテリー上がり**によりご契約のお車が走行不能となった場合　等 |
| 車内携行品補償特約 | ・自転車、サーフボード、ラジコン、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品等に生じた損害<br>・キャリアに固定された個人が所有する日用品（レジャー用品等）の盗難　・個人が所有する日用品（レジャー用品等）のさび・かびによる損害　等 |
| ファミリーバイク特約 | ・補償を受けられる方が所有、使用または管理しているファミリーバイクを、補償を受けられる方の業務のために、使用人*8が運転している間に生じた事故による損害　等<br>*8 記名被保険者またはそのご家族のいずれかに該当する場合を除きます。 |

用語解説　**用語の解説**

**配偶者**
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方（以下の要件をすべて満たす方をいいます。）を含みます。
①婚姻意思を有すること。
②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
※婚約とは異なります（婚約者は配偶者に含めません。）。

**ご家族**
記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子（未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。）をいいます。





# 携行品・賠償・費用に関する補償

## 携行品に関する補償

### 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

**携行中の家財に損害が生じたときは？**

**携行品特約**

国内外での**一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害**を補償します。損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。
あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。

**保険金をお支払いしない主な場合**　契約概要　注意喚起情報

・ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
・自転車、サーフボード、ラジコン、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品等に生じた損害
・さび、かびによる損害
・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害　等

## 賠償責任に関する補償

### 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

例えば…

**日常生活での賠償事故は？**

**個人賠償責任補償特約**

国内外での以下のような事故により、**他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。
その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。
●日常生活に起因する偶然な事故
●ご契約者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

**借りている物を壊したり、盗まれたりしたときは？**

**受託品賠償責任補償特約**

補償を受けられる方が日本国内で受託した家財（受託品）が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、**受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**に、損害額（損害賠償責任の額）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

**借家を焼失させてしまったときは？**

**借家人賠償責任補償特約**

日本国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、**貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。あわせて、請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。
その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

**補償を受けられる方をお選びください**
以下①～④に該当し、かつ、借用戸室を借用している方の中からお選びください
① ご契約者　③ ①または②の同居の親族
② ①の配偶者　④ ①または②の別居の未婚の子

※上記の特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

(!) 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

**保険金をお支払いしない主な場合**　契約概要　注意喚起情報

| | |
|---|---|
| 個人賠償責任補償特約 | ・ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**によって生じた損害<br>・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害<br>・航空機、船舶、車両（ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害<br>・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害　等 |
| 受託品賠償責任補償特約 | ・ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**によって生じた損害<br>・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害<br>・自転車、サーフボード、ラジコン、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券、商品・製品等に生じた損害<br>・さび・かびによる損害<br>・受託品の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）によって生じた損害　等 |
| 借家人賠償責任補償特約 | ・ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**によって生じた損害<br>・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害<br>・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1<br>・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害*1　等<br>*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用については、補償の対象となります。 |

# 費用に関する補償

## 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

例えば…

### 被害事故にあい、法律相談や相手との交渉を弁護士に依頼したときは？

**弁護士費用等補償特約（日常生活）**

日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故により補償を受けられる方が被った身体の障害または財物の損壊等について、**相手方に法律上の損害賠償請求をするために弁護士費用や法律相談費用がかかった場合**に、1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。

### 飛行機や船が行方不明になったときは？

**救援者費用等補償特約**

国内外において以下のような事由により、**補償を受けられる方またはその親族が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合**に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。

- ●補償を受けられる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合
- ●急激かつ偶然な外来の事故により、補償を受けられる方の生死が確認できない場合
- ●急激かつ偶然な外来の事故により、補償を受けられる方が、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合
- ●補償を受けられる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡（事故より直ちに死亡された場合を含みます。）または継続して14日以上入院された場合　等

### ホールインワンをして祝賀会の費用を負担したときは？

**ホールインワン・アルバトロス費用補償特約**

日本国内においてパー35以上の9ホールのゴルフ場を正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、**下表のいずれかのホールインワン・アルバトロスを達成した場合**に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等*1を、1回のホールインワン・アルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。

| |
|---|
| 同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス（公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス） |
| 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス |

*1 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念品植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、補償を受けられる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。

補償を受けられる方をお選びください
① ご契約者　② ①の配偶者　③ ①または②の同居の親族　④ ①または②の別居の未婚の子

### 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要　注意喚起情報

**弁護士費用等補償特約（日常生活）**

- •ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- •**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- •**無免許運転**や**酒気帯び運転**によって、補償を受けられる方本人に生じた損害
- •補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に生じた損害
- •補償を受けられる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によってその本人に生じた損害
- •財物の瑕疵（かし）、**自然の消耗**もしくは劣化または性質による変色等を理由とする財物の損壊等
- •騒音、振動、悪臭、日照不足等に起因する身体の障害または財物の損壊等
- •補償を受けられる方の父母、配偶者または子等が賠償義務者である場合　等

**救援者費用等補償特約**

- •ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- •保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害（その方が受け取るべき金額部分）
- •**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- •補償を受けられる方がピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じた事故によって生じた損害　等

**ホールインワン・アルバトロス費用補償特約**

- •補償を受けられる方がゴルフ場の経営者である場合、その補償を受けられる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- •補償を受けられる方がゴルフ場の使用人である場合、その補償を受けられる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- •ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス
- •パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ　等





# からだに関する補償

からだに関する補償については、保険の対象となる方の年齢等や補償の組み合わせ等により、ご契約いただけない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

## 傷害定額（ケガに関する補償）

保険の対象となる方をお選びください
① ご契約者　② ①の配偶者　③ ①または②の同居の親族　④ ①または②の別居の未婚の子

### 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

### ケガで死亡されたり、後遺障害が生じたときは？

**死亡保険金・後遺障害保険金**

**死亡**

事故の日からその日を含めて180日以内に**死亡された場合**（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。

※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。

**後遺障害**

事故の日からその日を含めて180日以内に身体に**後遺障害が生じた場合**に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%に相当する額をお支払いします。

※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

### ケガをして入院や手術をしたときは？

**入院保険金・手術保険金**

**入院**

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**入院された場合**に、入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*2を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。

**手術**

上記の入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、**所定の手術を受けられた場合**に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて対象日数*2以内の期間に受けた手術に限ります。なお、1事故に基づくケガに対して2以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。

*2 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

### ケガをして通院したときは？

**通院保険金**

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通院（往診を含みます。）された場合**に、通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*2を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について支払限度日数*3が限度となります。なお、保険の対象となる方が治療を終了したとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。

※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。

*2 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。

*3 1事故に基づくケガについて、保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

### ケガをして医師の治療を要したときは？

**一時金払保険金**

医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に**通算5日以上の入通院（往診を含みます。）をされた場合**に、入通院給付金（ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍）をお支払いします。

また、**入通院日数が4日以内の場合**は治療給付金（1万円）をお支払いします。

※自動車運行中の傷害危険不担保特約をご契約いただくことで、保険金が支払われる事故の範囲を「自動車搭乗中の事故および自動車の運行に起因する事故」以外とするご契約も可能です。また、交通事故傷害危険のみ補償特約をご契約いただくことで、保険金が支払われる事故の範囲を交通事故、建物火災等のみとするご契約も可能です。

### 保険金をお支払いしない主な場合

契約概要　注意喚起情報

- •**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガ
- •ご契約者*4または保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ
- •保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）
- •保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- •**無免許運転**や**酒気帯び運転**によって生じたケガ
- •脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
- •妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- •外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ
- •戦争、内乱、暴動等によるケガ*5
- •自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
- •むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- •ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ　等

*4 契約始期日が2012年1月1日以降の場合は除きます。

*5 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

# 所得補償（収入減に関する補償）

保険の対象となる方をお選びください
① ご契約者　② ①の配偶者　③ ①または②の同居の親族　④ ①または②の別居の未婚の子

## 保険金をお支払いする主な場合

契約概要

ケガや病気により、保険の対象となる方が就業不能*1になった場合に保険金をお支払いします。

*1 就業不能とは、ケガや病気の治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、保険の対象となる方の職業にかかわる業務に終日従事できない状態*2*3をいいます。所得補償保険金の入院のみ補償特約をご契約いただいた場合は、ケガや病院の治療のための入院により、保険の対象となる方の職業にかかわる業務に終日従事できない状態*3をいいます。
*2 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも保険の対象となる方の職業にかかわる業務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。
*3 保険の対象となる方が日常、家事（炊事・掃除・洗濯・育児等）に従事する方の場合は、ケガや病気の治療のための入院により、家事に終日従事できない状態をいいます（所得補償保険金の入院のみ補償特約をご契約いただく必要があります。）。

ご注意ください
・ただし、死亡された後、またはケガや病気が治ゆした後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

**所得補償**

ケガや病気によって就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の**就業不能の日数が免責日数*4を超えた場合**に、所得補償保険金日額に就業不能の日数から免責日数を差し引いた日数を乗じた額をお支払いします。ただし、同一のケガや病気による就業不能について、てん補日数*5分の保険金額を限度とします。

*4 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。
*5 同一のケガや病気による就業不能に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

**保険金をお支払いしない主な場合**

契約概要　注意喚起情報

・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じたケガや病気による就業不能
・ご契約者*6または保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガや病気による就業不能
・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガや病気による就業不能（その方が受け取るべき金額部分）
・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガや病気による就業不能
・**無免許運転**や**酒気帯び運転**によって生じたケガや病気による就業不能
・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガや病気による就業不能
・精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害による就業不能
・戦争、内乱、暴動等によって生じたケガや病気による就業不能*7
・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガや病気による就業不能
・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能*8*9 等

*6 契約始期日が2012年1月1日以降の場合は除きます。
*7 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によって生じたケガや病気による就業不能は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
*8 初年度契約の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能についても、初年度契約の保険始期日から2年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象とします。
*9 就業不能の原因が告知対象外のケガや病気であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

# 生命保険 メディカルKit（医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）［無配当］）

からだに関する補償のうち生命保険のマークがあるものは、東京海上日動あんしん生命のお引受けとなります。詳細は、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●病気やケガによる入院・手術・放射線治療を保障します。
●保険期間、保険料払込期間、1入院に対する入院給付金の支払限度日数、手術給付金・放射線治療給付金の型、付加する特約等を所定の範囲でお客様のニーズに合わせて設計できます。
●保険料払込期間中の解約返戻金をゼロとした商品です。
●ご契約の更新が可能です。
保険期間が満了したときにどのような健康状態であっても、所定の要件を満たせばご契約を自動的に更新できます。
※更新後のご契約には、更新時の約款および保険料率が適用されます。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。

## 給付金をお支払いする場合

**病気やケガで入院をしたときは？** → **疾病入院給付金・災害入院給付金**

病気やケガで1日以上入院されたとき、1日目からの入院について疾病入院給付金または災害入院給付金をお支払いします。入院給付金の支払限度は、疾病入院給付金・災害入院給付金それぞれにつき、支払日数を通算して730日までとなります。また、1回の入院についての入院給付金の支払限度は、60日型・120日型の2種類があります。

**病気やケガで公的医療保険制度の給付対象である手術や放射線治療を受けたときは？** → **手術給付金・放射線治療給付金**

病気やケガで、公的医療保険制度の給付対象の手術または放射線治療を受けられた場合、手術給付金または放射線治療給付金をお支払いします。
手術給付金・放射線治療給付金の給付倍率には、Ⅰ型・Ⅱ型の2種類があります。

入院給付金日額に対する給付倍率

| 給付倍率の型 | | Ⅰ型 | Ⅱ型 |
|---|---|---|---|
| 手術 | 入院中 | 10倍 | 5倍 |
| 給付金 | 入院中以外 | 5倍 | 5倍 |
| 放射線治療給付金 | | 10倍 | 5倍 |

※傷の処置、切開術、抜歯、放射線の血液照射等お支払いの対象外となる手術・放射線治療もあります。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
※お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は60日に1回を給付の限度とします。

## 付加できる主な特約

- **5疾病就業不能特約**
  <第1回就業不能給付金>
  <第2回以後就業不能給付金>
- **先進医療特約**
  <先進医療給付金>
- **抗がん剤治療特約**
  <治療給付金>
- **がん診断特約**
  <診断給付金>
- **3大疾病保障特約**
  <特約特定疾病保険金>
- **女性疾病保障特約**
  <入院給付金>
  <乳房再建給付金>
- **健康給付特約**
  <健康給付金>

**ご留意いただきたい点**

・この保険の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、給付金のお支払事由の変更を行うことがあります。
・主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消しの場合、不法取得目的によるご契約の無効等、給付金等をお支払いできない場合があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
・死亡に対する保険金はありません（被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。）。
・解約返戻金は、全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな金額となります。

# 生命保険 がん治療支援保険［無配当］

からだに関する補償のうち生命保険のマークがあるものは、東京海上日動あんしん生命のお引受けとなります。詳細は、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●がん（悪性新生物・上皮内新生物）にかかった場合の保障を確保します。
●保険期間、保険料払込期間、給付金額、付加する特約等を、所定の範囲でお客様のニーズに合わせて設計できます。
●保険料払込期間中の解約返戻金をゼロとした商品です。
●ご契約の更新が可能です。
保険期間が満了したときにどのような健康状態であっても、所定の要件を満たせばご契約を自動的に更新できます。
また、保険期間満了日から2か月前までにご契約者から請求があった場合には、更新後契約の保険期間を終身（保険料払込期間も終身）とすることができます（一部特約を除きます。）。
※更新後のご契約には、更新時の約款および保険料率が適用されます。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。

## 給付金をお支払いする場合

**がんと診断されたときは？** → **診断給付金**

初めてがんと診断されたとき、および、「一旦治ゆした後、がんが再発した」もしくは「他の臓器に転移した」または「新たに生じた」と診断確定されたとき、診断給付金をお支払いします。
※2回目以降の診断給付金については、前回の診断給付金のお支払事由に該当した日から2年以上経過している場合に限り、お支払いします。

**がんで入院をしたときは？** → **入院給付金**

がんによる入院をされたとき、入院給付金をお支払いします。
※入院給付金をゼロとするプラン（がん治療支援保険（診断給付金のみ担保））では入院給付金のお支払いはありません。

## 付加できる主な特約

- **がん手術特約**
  <手術給付金>
- **がん通院特約**
  <通院給付金>
- **がん先進医療特約**
  <先進医療給付金>
- **抗がん剤治療特約**
  <治療給付金>

※入院給付金をゼロとするプラン（がん治療支援保険（診断給付金のみ担保））に上記特約は付加できません。

**ご留意いただきたい点**

・主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消しの場合、不法取得目的によるご契約の無効等、給付金等をお支払いできない場合があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
・がんの診断確定は、病理組織学的所見（生検を含みます。）により、日本の医師または歯科医師の資格を持つ者によってなされることを要します。
・保険期間の始期からその日を含めて90日を経過した日の翌日を責任開始期とし、その日から保険契約上の責任を負います（ただし、保険料の払込免除については、保険期間の始期から保険契約上の責任を負います。）。
・被保険者が責任開始期の前日までにがんと診断確定されていた場合は保険契約者、被保険者、給付金受取人がその事実を知っているといないとにかかわらず、ご契約は無効となり、給付金をお支払いすることはできません。
・死亡に対する保険金はありません（被保険者の死亡時に解約返戻金があるときは、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。）。
・解約返戻金は、全くないか、あっても払込保険料の合計額に比べ、ごくわずかな金額となります。

## 生命保険 長生き支援終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険）

ⓘ からだに関する補償のうち 生命保険 のマークがあるものは、東京海上日動あんしん生命のお引受けとなります。詳細は、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**●死亡と高度障害と介護の保障を確保でき、その保障が一生涯続きます。**
被保険者が死亡、所定の高度障害状態または所定の要介護状態（公的介護保険制度の要介護2以上の認定を含みます。）になられた場合に保険金をお支払いします。

**●解約返戻金を有効にご利用することもできます。**
長期的な貯蓄機能も備えていますので、老後の生活資金にもご活用いただけます。
※解約すると以後の保障はなくなります。
※低解約返戻金期間中の解約返戻金は、健康祝金部分の解約返戻金を除き、低く抑えられています。

**●保険金をお支払いすることなく、また解約もせず、被保険者が所定の年齢に到達する年単位の契約応当日を迎えたときに健康祝金をお支払いします。**

**●悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中の所定の疾病状態になられたとき、将来の保険料の払込みが免除となります。**
<3大疾病保険料払込免除特則を付加した場合>

**●5年ごとに契約者配当金をお支払いします。**
この保険は責任準備金等の運用益が東京海上日動あんしん生命の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
※ご契約が継続している場合は、契約者配当金を東京海上日動あんしん生命所定の利率（この利率は経済情勢により変動することがあります。）で積み立てていきます（これを「5年ごと積立配当金」といいます。）。5年ごと積立配当金は、ご請求によりいつでも引き出すことができます。
※契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績によって変動（増減）し、お支払いできないことがあります。

### 保険金・祝金をお支払いする場合

**死亡または高度障害もしくは要介護状態となられたときは？** → **死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金**

死亡、所定の高度障害状態または所定の要介護状態[*1]になられたとき、死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金をお支払いします。

*1 次のいずれかに該当したとき
①公的介護保険制度の要介護2以上と認定されたとき
②約款所定の要介護状態が180日を超えて継続したと医師によって診断確定されたとき

※死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金は重複してはお支払いしません。
※保険金額が解約返戻金額を下まわる場合は解約返戻金額と同額をお支払いします。

**健康で所定の年齢になられたときは？** → **健康祝金**

死亡保険金・高度障害保険金・介護保険金をお支払いすることなく、80歳・85歳・90歳に到達する年単位の契約応当日に生存しているときに、健康祝金をお支払いします。
お支払いする健康祝金は、80歳時・85歳時は保険金額の5%、90歳時は保険金額の20%の金額となります。

**3大疾病となられたときは？**（3大疾病保険料払込免除特則を付加した場合） → **保険料の払込免除**

「3大疾病保険料払込免除特則」を付加した場合、悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の疾病状態となられた場合に将来の保険料払込みを免除します。
※この特則では、「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、保険料の払込みの免除対象の悪性新生物（がん）ではありません。
※責任開始期からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物（がん）に罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期からその日を含めて90日を経過する日の翌日以後に悪性新生物（がん）に罹患しても、保険料の払込みを免除しません。

### 商品のしくみ

【65歳払込満了の場合】 低解約返戻金期間：ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
低解約返戻金割合：70%

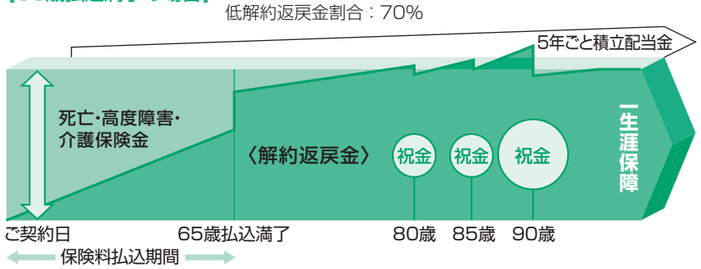


（被保険者の年齢が65歳に達する契約応当日の前日まで）

**「低解約返戻金期間」の解約返戻金は、健康祝金部分の解約返戻金を除き、解約返戻金を低く制限しない場合の解約返戻金の70%となります。**

ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、全くないかあってもごくわずかです。

**ご留意いただきたい点**

- この保険の給付にかかわる公的介護保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、介護保険金のお支払事由の変更を行うことがあります。
- この保険では保険金支払時に解約返戻金額が保険金額を上まわる場合、解約返戻金と同額を保険金としてお支払いします。健康祝金のお支払事由に該当する前の数年間は、解約返戻金額が保険金額を上まわることに伴い、保険金のお支払額が月ごとに変化することがあります。ご請求いただく保険金等の種類やお支払事由該当日、ご請求時期等によって、お受け取りいただく金額が異なることがありますのでご注意ください。また、高度障害保険金・介護保険金のお受取人は被保険者、解約返戻金のお受取人は保険契約者となり、税法上の取扱いも異なりますので、ご注意ください。
- 免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消しの場合、不法取得目的によるご契約の無効等、保険金等をお支払いできない場合があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所定の高度障害状態に該当し高度障害保険金が支払われた場合および所定の要介護状態（公的介護保険制度の要介護2以上の認定を含みます。）に該当し介護保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金等のお支払いはありません。



## 生命保険 長割り終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）

ⓘ からだに関する補償のうち 生命保険 のマークがあるものは、東京海上日動あんしん生命のお引受けとなります。詳細は、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**●安心の保障が一生涯続きます。**
万一の場合の保障が一生涯続きます。暮らしの基本に安心を確保できます。

**●保険料が割安です。**
「低解約返戻金期間」中の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金の70%になっていますので、その分保険料が割安になっています。

**●ご契約を長期に継続される方に有利です。**
「低解約返戻金期間」が満了するまでご契約を継続されますと、解約返戻金が「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金と同額になりますので、保険料が割安である分、「5年ごと利差配当付終身保険」よりも有利です（この解約返戻金をもとに年金支払への移行も可能です。）。

**●ライフプランに合わせた保険料払込期間をお選びいただけます。**
60歳払込満了、70歳払込満了、80歳払込満了等の多彩な保険料払込期間の中からお選びください。

**●5年ごとに契約者配当金をお支払いします。**
この保険は責任準備金等の運用益が東京海上日動あんしん生命の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。
また、ご契約の保険金額が1,000万円以上の場合、高額割引制度が適用されます。
※ご契約が継続している場合は、契約者配当金を東京海上日動あんしん生命所定の利率（この利率は経済情勢により変動することがあります。）で積み立てていきます（これを「5年ごと積立配当金」といいます。）。5年ごと積立配当金は、ご請求によりいつでも引き出すことができます。
※契約者配当金は今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績によって変動（増減）し、お支払いできないことがあります。
※減額等の契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

### 保険金をお支払いする場合

**死亡または高度障害となられたときは？** → **死亡保険金・高度障害保険金**

死亡または所定の高度障害状態になられたときに、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします。
※死亡保険金・高度障害保険金は重複してはお支払いしません。

### 商品のしくみ

【60歳払込満了の場合】 低解約返戻金期間：ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
低解約返戻金割合：70%

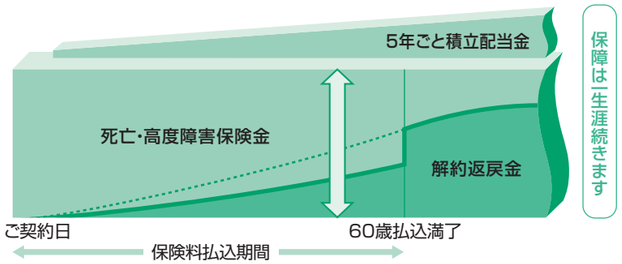


（被保険者のご契約年齢が60歳に達する契約応当日の前日まで）

- 低解約返戻金期間中の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」の70%です。
- 低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」と同額です。
  ——— この保険の解約返戻金
  ····· 「5年ごと利差配当付終身保険」解約返戻金（参考）

●ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。

### 付加できる主な特約

- **平準定期保険特約**〈特約死亡保険金・特約高度障害保険金〉
- **逓減定期保険特約**〈特約死亡保険金・特約高度障害保険金〉
- **家計保障定期保険特約**〈特約死亡保険金・特約高度障害保険金〉
- **災害割増特約**〈災害死亡保険金・災害高度障害保険金〉
- **傷害特約（本人型）**〈災害死亡保険金・障害給付金〉

**ご留意いただきたい点**

- 主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消しの場合、不法取得目的によるご契約の無効等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所定の高度障害状態に該当し主契約の高度障害保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金・給付金等のお支払いはありません。

## 生命保険 家計保障定期保険[無配当]

からだに関する補償のうち 生命保険 のマークがあるものは、東京海上日動あんしん生命のお引受けとなります。詳細は、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**●万一の場合でも、毎月の収入が確保できます。**
保険期間中に死亡・高度障害となられた場合、保険金の月払給付により、家計保障期間満了日まで毎月所定の金額の給付金をお支払いします。

**●毎月のお支払いを保証する期間として「最低支払保証期間」があります。**
死亡・高度障害となられた時から家計保障期間満了日までの期間が、「最低支払保証期間」に満たない場合は、「最低支払保証期間」にわたって給付金をお支払いします。「最低支払保証期間」は、1年、2年、5年、10年のうちから選択できます。

**●保険金の受取方法を選択できます。**
保険金請求時にお申出いただくことにより、保険金の月払給付（給付金の毎月支払）にかえて、保険金の一時支払いまたはすえ置支払いを選択することができます。

**●悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中の所定の疾病状態になられたとき、将来の保険料の払込みが免除となります。**
<3大疾病保険料払込免除特則を付加した場合>

**●配当金はありません。**
この保険は無配当ですので契約者配当はありません。また、ご契約日の保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引が適用されます。
※減額等の契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

### 保険金をお支払いする場合

**死亡または高度障害となられたときは？**

**死亡保険金・高度障害保険金**

保険期間中に死亡または高度障害になられた場合に、死亡保険金・高度障害保険金を月払給付することにより、家計保障期間満了日まで毎月所定の給付金をお支払いします。なお、保険金の一時支払いまたはすえ置支払いを選択することもできます。
支払事由に該当した時から家計保障期間満了日までの期間にかかわらず、給付金のお支払いを保証する最低支払保証期間として、1年・2年・5年・10年の4種類があります。
※死亡保険金・高度障害保険金は重複してはお支払いしません。

**3大疾病となられたときは？**
（3大疾病保険料払込免除特則を付加した場合）

**保険料の払込免除**

「3大疾病保険料払込免除特則」を付加した場合、悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中により所定の疾病状態となられた場合に、将来の保険料の払込みを免除します。
※この特則では、「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、保険料の払込みの免除対象の悪性新生物（がん）ではありません。
※責任開始期からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物（がん）を罹患したと診断確定されていた場合には、責任開始期からその日を含めて90日を経過する日の翌日以後に悪性新生物（がん）に罹患しても、保険料の払込みを免除しません。

### 商品のしくみ

【ご契約の型が定額型の場合】

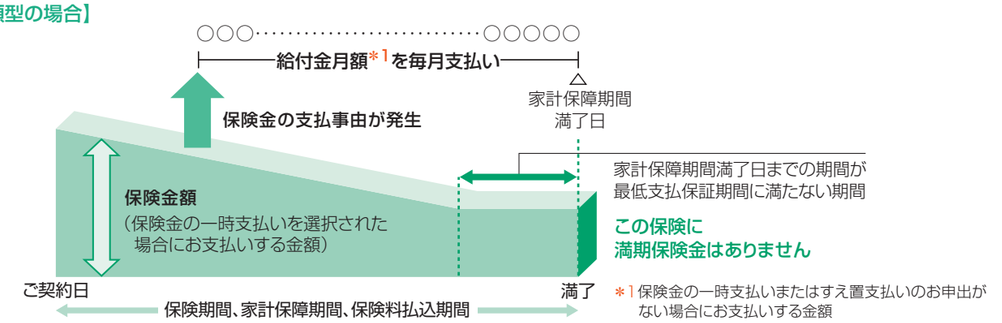


*1 保険金の一時支払いまたはすえ置支払いのお申出がない場合にお支払いする金額

### 付加できる主な特約

**災害割増特約**
〈災害死亡保険金・災害高度障害保険金〉

**傷害特約（本人型）**
〈災害死亡保険金・障害給付金〉

**ご留意いただきたい点**

- 主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消しの場合、不法取得目的によるご契約の無効等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所定の高度障害状態に該当し主契約の高度障害保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金・給付金等のお支払いはありません。



## 生命保険 定期保険[無配当]

からだに関する補償のうち 生命保険 のマークがあるものは、東京海上日動あんしん生命のお引受けとなります。詳細は、「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

**●小さな負担で、大きな保障が確保できます。**
一定期間の保障を確保できる、掛け捨ての死亡保険です。

**●ライフプランに合わせた保険期間をお選びいただけます。**
10年満了、20年満了、30年満了等の多彩な保険期間の中からお選びください。お子様が独立されるまでの責任の重い期間の必要保障確保等にご活用いただけます。

**●配当金はありません。**
この保険は無配当ですので契約者配当はありません。また、ご契約の保険金額が3,000万円以上の場合、高額割引が適用されます。
※減額等の契約内容の変更により、上記の条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

**●ご契約の更新が可能です。**
保険期間が満了したときにどのような健康状態であっても、所定の要件を満たせばご契約を自動的に更新できます。
※更新後のご契約には、更新時の約款および保険料率が適用されます。したがって、更新後の保険料は、更新前の保険料と異なります。

**●ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。**
**解約返戻金は、保険期間の経過に伴い、徐々に積み立てられ、その後、保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時にはなくなります。**

### 保険金をお支払いする場合

**死亡または高度障害となられたときは？**

**死亡保険金・高度障害保険金**

保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になられたときに、死亡保険金・高度障害保険金をお支払いします。
※死亡保険金・高度障害保険金は重複してはお支払いしません。

### 商品のしくみ

### 付加できる主な特約

**遺減定期保険特約**
〈特約死亡保険金・特約高度障害保険金〉

**家計保障定期保険特約**
〈特約死亡保険金・特約高度障害保険金〉

**災害割増特約**
〈災害死亡保険金・災害高度障害保険金〉

**傷害特約（本人型）**
〈災害死亡保険金・障害給付金〉

**ご留意いただきたい点**

- 主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消しの場合、不法取得目的によるご契約の無効等、保険金・給付金等をお支払いできない場合があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所定の高度障害状態に該当し主契約の高度障害保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金・給付金等のお支払いはありません。

# 事故だけでなく、日常生活でもしっかりサポートします。

## 自動車のアシスト

### ●事故防止アシスト
（サービス）

東京海上日動のホームページで、
事故・災害防止等の情報をご提供します。

▼以下の補償のいずれかをご契約いただいた場合に対象となります。
住まいに関する補償 / 自動車に関する補償 / からだに関する補償（生命保険※1を除く）

※1 生命保険とは、東京海上日動あんしん生命での引受商品をいいます。

**防災・防犯情報サイト**
「都道府県の危険度マップ」と「まめ知識」をご提供します。

**情報サイト「セイフティコンパス」**
日常生活を様々な事故・災害からお守りするためのお役立ち情報をご提供します。

**安全運転情報サイト**
ヒヤリハット映像を動画でご提供します。

※事故防止アシストは、東京海上日動のホームページを閲覧できる環境においてご提供します（ご利用にあたっては、「ご契約内容一覧表」記載の証券番号とパスワードが必要です。）。

### ●事故現場アシスト
（サービス）

お客様が最も不安な
「事故発生から24時間」をしっかりサポートします。

▼以下の補償をご契約いただいた場合に対象となります。
自動車に関する補償
※ご契約のお車の事故に限ります。

24時間365日対応

**事故の際のアドバイス**
事故現場でお困りの場合に、専門スタッフがお電話にてご相談を承り、状況に応じてアドバイスします。

**初期対応**
事故のご連絡を受け付けた後、ご要望に応じて修理工場・病院等への各種手配や被害者への連絡等を行います。

**24時間以内の状況報告**
初期対応を行った場合には、24時間以内にお客様へ状況をご報告します。

※事故現場アシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

### ●もらい事故アシスト
（「弁護士費用等補償特約（日常生活）」）

お客様に責任がなく保険会社が
示談交渉できない「もらい事故」も安心です。

▼以下の補償・特約の両方をご契約いただいた場合に対象となります。
自動車に関する補償 / 弁護士費用等補償特約（日常生活）

事故受付時間：24時間（365日対応）

ご契約のお車の事故で**相手方に法律上の損害賠償請求をするため**に弁護士費用等がかかったときに、1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。なお、記名被保険者およびそのご家族*1は、ご契約のお車以外のお車に乗車中の事故や車外での自動車事故も補償の対象となります。
また、すべての「自動車に関する補償」に弁護士、司法書士または行政書士への法律相談費用（1事故について、補償を受けられる方1名あたり10万円限度）を補償する法律相談費用補償特約が自動セットされます。

*1 これらの方が運転中の場合は、同乗者やそのお車の所有者（そのお車の所有、使用または管理に起因する事故の場合に限ります。）を含みます。

**もらい事故とは？**

信号待ちで停車中に追突される等、補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」は、保険会社が示談交渉することはできません。 ▶ ご要望により弁護士に示談交渉を依頼することができます。その際の弁護士費用等をお支払いします。

「もらい事故」は自動車保険の賠償事故のうち、約3件に1件の割合で発生し、全国で年間約200万人以上の方が「もらい事故」にあっていると推計されます（東京海上日動の2010年度事故統計等から推計）。

### ●入院時選べるアシスト
（「入院時選べるアシスト特約」）

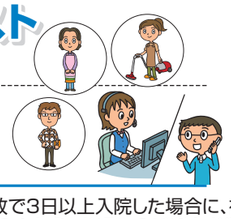

「事故が起きてから」ホームヘルパーや
家庭教師の派遣等、お客様に
お好みの補償をお選びいただけます。

▼以下の補償・特約の両方をご契約いただいた場合に対象となります。
自動車に関する補償 / 入院時選べるアシスト特約
※「入院時選べるアシスト特約」をご契約のお車の補償で、人身傷害保険の支払対象となる事故に限ります。

受付時間：9:00～21:00（365日対応）

- 人身傷害保険により補償の対象となる事故で3日以上入院した場合に、補償を受けられる方1名について**支払限度額の範囲内で、ホームヘルパーや家庭教師の費用等の補償メニューの中から、お好みの補償をお選びいただけます。**
- 入院3日目に10万円の支払限度額が設定され、以後入院日数が10日経過するごとに10万円（退院時に端日数が生じた場合は、1日あたり1万円）の支払限度額が加算されます。ただし、180万円を上限とします。
- 入院時選べるアシストは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

**ご注意ください**
- お住まいの地域、病院等の場所や、やむを得ない事情によって、手配までに数日を必要とする場合や、手配ができない場合があります。
- ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。
- それぞれの補償メニューには、一定のご利用条件やご利用上限額があります。
- ご利用にあたっては、事前にサポートデスクにご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、原則として保険金のお支払いができません。



この冊子でご説明している超保険アシストは、特約とサービスから構成されています。特約名を記載している超保険アシストは、各々の特約の内容にしたがい補償をご提供します。サービスと記載している超保険アシストは、原則として無料でサービスをご提供します。なお、サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。超保険アシストの詳細は、「超保険アシストのご案内」をご参照ください。

### ●ロードアシスト
（「車両搬送費用補償特約」およびサービス）

ご契約のお車について、事故や故障時のレッカー搬送、
故障やお車のトラブル時の応急対応等を行います。

▼以下の補償をご契約いただいた場合に対象となります。
自動車に関する補償
※ご契約のお車に限ります。

24時間365日対応

- 事故や故障、盗難によりご契約のお車が走行不能になった場合に、修理工場等までレッカー搬送を行います（1回の事故等について10万円を限度に補償します。）。[車両搬送サービス]
- ご契約のお車に生じた故障や車両トラブルに対する「緊急時応急対応サービス」「燃料切れ時ガソリン配達サービス」「おクルマ故障相談サービス」もご利用いただけます。[付帯サービス]
- 東京海上日動がJAFまたは提携会社を通じてご提供します。

※「走行不能」とはご契約のお車が動かなくなった状態、または法令等により走行してはいけない状態をいいます（例：夜間でライトが急に点灯しなくなった、雨天時にワイパーが作動しなくなった等）。「レッカー搬送」にはキャリアカー、車両積載車による搬送や牽引専用ロープによる牽引等も含みます。
それぞれ、おくるま搬送時選べるアシストも同様です。

**ご注意ください**
- ご利用にあたっては、必ず事前に東京海上日動までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、ロードアシストによる「車両搬送サービス」および「付帯サービス」の提供を行うことができません。ただし、車両搬送費用補償特約による保険金をお支払いする場合があります。
- 車両搬送費用補償特約による補償の対象となる車両搬送費用については、保険金としてお支払いします。
- 一定のご利用条件があります。詳細は、「ご契約のしおり（約款）」に記載の「ロードアシスト利用規約」をご参照ください。

### ●おくるま搬送時選べるアシスト
（「おくるま搬送時選べる特約」）

レッカー搬送された場合等、レンタカーや
宿泊施設のご案内および費用の補償等しっかりサポートします。

▼以下の補償・特約の両方をご契約いただいた場合に対象となります。
自動車に関する補償 / おくるま搬送時選べる特約
※「おくるま搬送時選べる特約」をご契約のお車に限ります。
※ご契約のお車が二輪自動車の場合は、「おくるま搬送時選べる特約」をご契約いただけません。

24時間365日対応

- 事故や故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合や、ご契約のお車が盗難された場合に、**車両引取・緊急宿泊施設・代替交通手段・レンタカーのご案内および費用の補償、キャンセル費用の補償を行います。**
- 車両保険をご契約いただいていない場合でも、「おくるま搬送時選べる特約」をご契約いただけます。
- 東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

**ご注意ください**
- ご利用にあたっては、事前に東京海上日動までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、各種の案内や手配を行うことができません。
- 一定のご利用条件やご利用上限額があります（一部補償メニューでは、補償を受けられる方に立替いただきます。）。

## 住まいのアシスト

事故防止アシスト（自動車のアシストページに記載）は、住まいに関する情報もご提供しています。

### ●水漏れ・鍵開けアシスト
（サービス）

お住まいの水回りや鍵のトラブルで
お困りのときに
応急対応を行います。

▼以下の補償のいずれかをご契約いただいた場合に対象となります。
住まいに関する補償 / 自動車に関する補償 / からだに関する補償（生命保険※1を除く）

※1 生命保険とは、東京海上日動あんしん生命での引受商品をいいます。
※ご登録された保険契約者住所の建物、および住まいに関する補償の保険の対象となる建物・保険の対象を収容する建物が対象となります。

24時間365日受付

**水回りのトラブル対応サービス（1年間に1回限度）**
水回りのトラブル（トイレのつまり、台所・浴室・洗面所のパイプのつまり、蛇口・排水パイプ等からの水漏れ）が発生した場合に、専門会社による応急処置を行います。出張料と応急処置作業料は無料です。
※水漏れで生じた汚れには、ハウスクリーニング会社を無料でご紹介します。ハウスクリーニング費用はお客様の自己負担となります。

**鍵のトラブル対応サービス（1年間に1回限度）**
鍵を紛失した場合または鍵の盗難にあった場合に、専門会社による緊急開錠を行います。
盗難の場合は、鍵とシリンダー錠の交換も行います。
出張料と作業料は無料です。

**ご注意ください**
- ご利用にあたっては、必ず事前に東京海上日動までご連絡ください。事前のご連絡なく独自に手配されますと、サービスの提供を行うことができません。
- 提携会社を通じたサービスであり、離島等、一部地域や、集中豪雨等のやむを得ない事情によって、サービスの着手までに時間がかかる場合や、サービスをご提供できない場合があります。
- 「水回りのトラブル対応サービス」について、出張料と応急処置作業料は無料ですが、本修理はお客様の自己負担となります。
- 「鍵のトラブル対応サービス」について、鍵の紛失の場合、鍵と錠の交換をご希望される場合の費用はお客様の自己負担となります。
- 一定のご利用条件があります。詳細は、「ご契約のしおり（約款）」に記載の「水漏れ・鍵開けアシスト利用規約」をご参照ください。

## •住まいの選べるアシスト
（「住まいの選べるアシスト特約」）

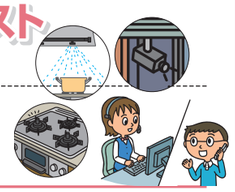

**「事故が起きてから」**
**再発防止策としてお好みの**
**補償メニューをお選びいただけます。**

▼以下の補償・特約の両方をご契約いただいた場合に対象となります。

| 住まいに関する補償 | 住まいの選べるアシスト特約 |
|---|---|

※「住まいの選べるアシスト特約」をご契約の建物・動産の事故に限ります。
※「住まいの選べるアシスト特約」は、盗難・水濡れ等リスクを補償している場合にご契約いただけます。

受付時間：9:00～21:00（365日対応）

- 火災、落雷、破裂・爆発事故または盗難事故にあわれ、住まいに関する補償の損害保険金が支払われる場合に、再発防止メニューを選択いただけます（1事故につき20万円が限度となります。）。
- 補償メニューの手配から費用のお支払いまで、サポートデスクが行います。

**ご注意ください**
- お住まいの地域や、やむを得ない事情によって、手配までに日数を要する場合や、手配できない場合があります。
- 万一補償メニューをご利用いただいた後に、保険金の支払対象外となった場合は、ご利用いただいた全額をご返金いただきます。
- ご利用いただいた補償メニューの合計金額と支払限度額との差額を保険金としてお支払いすることはできません。

# からだのアシスト

## •人間ドック・がんPET検診優待サービス
（サービス）

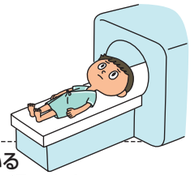

**人間ドック・脳ドック・がんPET検診を実施している**
**提携医療機関の中から、施設のご紹介と予約を行います。**

超保険のすべてのご契約が対象となります

※ご契約者および補償を受けられる方（保険の対象となる方）と、そのご親族にご利用いただけます。（親族：配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族）

受付時間：9:30～17:30
（土日祝日、8/12～8/16、12/29～1/5を除く）

- 超保険ご契約者向けの優待価格でご利用いただけます。紹介・予約は無償でご提供します。

**ご注意ください**
- ご利用にあたっては、事前に専用コールセンターにてご予約ください。独自に手配された場合は、優待の対象外となります。
- 優待割引額・割引率・割引の有無は、医療機関・検査内容により異なります。個別の医療機関の料金については、専用コールセンターまでお問い合わせください。
- 人間ドック、脳ドック、がんPET検診費用はお客様のご負担となります。

## •メディカルアシスト
（サービス）

**お電話にて各種医療に関する相談に応じます。**
**また、夜間の緊急医療機関や最寄の医療機関を**
**ご案内します。**

超保険のすべてのご契約が対象となります

※ご契約者および補償を受けられる方（保険の対象となる方）と、そのご親族にご利用いただけます。（親族：配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族）

24時間365日受付

### 緊急医療相談
常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

### 医療機関案内
夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

### 予約制専門医相談
様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

### がん専門相談窓口
がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

### 転院・患者移送手配※1
転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

※1 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。ただし、「入院時選べるアシスト特約」で補償される場合があります。
※メディカルアシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

## •がんお悩み訪問相談サービス
（サービス）

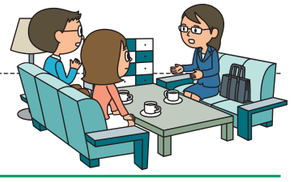

**がんと診断された場合に、**
**専門の相談員が訪問し、**
**直接お悩みをお伺いします。**

▼以下の補償のいずれかをご契約いただいた場合に対象となります。

| からだに関する補償（生命保険※1） | からだに関する補償（所得補償） |
|---|---|

※1 生命保険とは、東京海上日動あんしん生命での引受商品をいいます。
※ご契約者および保険の対象となる方が「がん」と診断された場合に、ご契約者および保険の対象となる方ご本人と、そのご親族にご利用いただけます。（親族：配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族）

24時間365日受付

- オペレーターによる受付後、相談員から、訪問日時等のお打合せの電話をさせていただきます。
- 本サービスの提供回数は原則1回とさせていただきますが、再発・転移、新たながんの場合にも、所定の範囲で本サービスを無料でご提供します。
- がんお悩み訪問相談サービスは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

**ご注意ください**
- 本サービスは、診療行為や医薬品の提供を行うものではありません。
- ご利用対象となる補償を複数ご契約いただいている場合でも提供回数は変わりません。



## •介護お悩み電話・訪問相談サービス
（サービス）

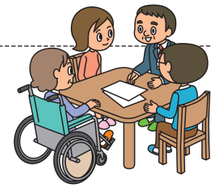

**お電話でのご相談に加え、**
**ケアマネジャーの訪問により、**
**ケアプランへのセカンドオピニオン等を**
**ご提供します。**

▼以下の補償をご契約いただいた場合に対象となります。

| からだに関する補償（長生き支援終身※1のみ） |
|---|

※1 長生き支援終身は、東京海上日動あんしん生命での引受商品です。
※ご契約者・保険の対象となる方が公的介護保険で要介護2以上と認定された場合、またご契約者・保険の対象となる方と同居する実父母様（戸籍に父母または養父母と記載されている方をいいます。義父母は対象となりません。）が要介護3以上と認定された場合に、ご契約者・保険の対象となる方とその同居のご親族にご利用いただけます。（親族：配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族）
※長生き支援終身以外の超保険のご契約についても、「デイリーサポート（電話介護相談）」をご利用いただけます。

受付時間：9:00～17:00（土日祝日、12/31～1/3を除く）

- 電話相談では、公的介護保険制度の内容およびその申請方法、施設の種類や入所、在宅介護サービス利用方法等、介護に関するお悩みに、社会福祉士・介護支援専門員・看護師等の専門の相談員がお電話でお応えします。
- 訪問相談では、ケアマネジャーが実際に訪問します（電話でのご相談の結果、ケアマネジャーが訪問の必要性を判断させていただきます。）。
- 生活環境・健康状態・生活に対するご意向等をお伺いし、経験豊富な認定ケアマネジャー等がケアプランの骨子の作成、またはケアプランに対するセカンドオピニオンをご提供します。

**ご注意ください**
- 訪問相談は、介護行為や福祉用具の提供を行うものではありません。
- 訪問相談の提供回数は、原則1回とさせていただきます（2回目以降は有料となります。）。
- お客様ご自身の面談場所までの交通費・面談時の飲食費等は、お客様のご負担となります。
- 介護お悩み電話・訪問相談サービスは、東京海上日動あんしん生命がグループ会社を通じてご提供します。

# くらしのアシスト

## •ご家族生活支援サービス
（サービス）

**フィットネスクラブや宿泊施設の**
**ご優待等、暮らしに役立つサービスを**
**ご提供します。**

▼以下の補償のいずれかをご契約いただいた場合に対象となります。

| 住まいに関する補償 | 自動車に関する補償 | からだに関する補償（生命保険※1を除く） |
|---|---|---|

※1 生命保険とは、東京海上日動あんしん生命での引受商品をいいます。
※ご契約者およびその2親等内のご親族にご利用いただけます。

ご利用申込み電話受付時間：10:00～18:00（12/30～1/3を除く）
※あらかじめ専用ホームページからのご登録が必要です。

- トラベル、グルメ、レジャー・ゴルフ等のご優待サービスや、健康サービス等、暮らしを豊かにするサービスを厳選してお届けします。
- ご利用の際には、専用ホームページにてご登録が必要です（ホームページ使用にあたっては「ご契約内容一覧表」記載の超保険番号とパスワードが必要となります。）。
- ご家族生活支援サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

**ご注意ください**
- サービスのご利用にあたり、所定の方法にてお申込みいただかなかった場合やご契約者の2親等内のご親族以外の方のみでサービスをご利用いただく場合には、ご優待の対象となりません。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

## •デイリーサポート
（サービス）

**介護・法律・税務に関する**
**お電話でのご相談や**
**暮らしのインフォメーション等、**
**役立つ情報をご提供します。**

超保険のすべてのご契約が対象となります

※ご契約者および補償を受けられる方（保険の対象となる方）と、その同居のご親族にご利用いただけます。（親族：配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族）

受付時間：
- 電話介護相談：9:00～17:00
- 法律相談：9:00～17:00
- 税務相談：14:00～16:00
- 社会保険に関する相談：9:00～17:00
- 暮らしの情報提供：10:00～16:00

（いずれも土日祝日、年末年始を除く）

### 介護関連サービス
- 電話介護相談
- インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」

### 生活支援サービス
- 法律・税務相談
- 社会保険に関する相談
- 暮らしの情報提供

※各サービスは、東京海上日動が提携会社を通じてご提供します。

**ご注意ください**
- 保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ご相談の対象は、ご契約者（法人は除きます。）、補償を受けられる方および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはご契約者もしくは補償を受けられる方および保険の対象となる方の配偶者・同居の親族（以下「相談対象者」といいます。）に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、相談対象者のうちいずれかの方からの直接の相談に限ります。
- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

# Ⅰ ご契約時にご確認いただきたいこと

ご契約者と補償を受けられる方（保険の対象となる方）が異なる場合は、本内容をご契約者から補償を受けられる方（保険の対象となる方）にご説明ください。

**東京海上日動のお引受けとなる「住まいに関する補償」「自動車に関する補償」「携行品・賠償・費用に関する補償」「からだに関する補償（傷害定額および所得補償）」について記載しています。東京海上日動あんしん生命のお引受けとなる「からだに関する補償（生命保険）」の「ご契約時にご確認いただきたいこと」については、各商品の「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。**

以下の❶～⓭については申込書等の記載順序と一致しています。申込書等の記載内容と照らし合わせてご確認ください。
ご不明な点や疑問点がありましたら、代理店または東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）までお問い合わせください。
※「保険証券」に関する規定は、保険契約継続証を発行している場合、「保険契約継続証」と読み替えます。

## ❶ 保険期間および責任開始日時（保険の補償を開始するとき）

保険期間は1年間です。ご契約の保険期間については、申込書等をご確認ください。弊社の保険責任は、始期日の午後4時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、満期日の午後4時に終わります。
ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が自動セットされ、各補償は所定の制度に基づき満期日に自動的に更新されます。詳細は、「⓮満期を迎えるとき」（P.40）をご参照ください。

## ❷ 保険料

保険料は、保険の対象となる方の年齢、保険の対象、ご契約の保険金額、免責金額（自己負担額）、適用される割引・割増等により異なります。具体的な保険料や、異なる契約条件（保険金額や免責金額（自己負担額）等）を選択した場合の保険料の違いにつきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。
また、実際にご契約いただくにあたっての保険料は、申込書等に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。下表および「❽住まいに関する補償 ●地震保険の割引について」（P.33）、「❾自動車に関する補償 ●割増引制度」（P.36）をご参照のうえ、適用条件を満たす割引制度が申込書等に正しく記載されているかどうかを十分ご確認ください。

**<まとめて割引・ノンフリート多数割引>** 以下のような割引制度がありますので、十分ご確認ください。

| 割引名称 | 適用条件 | 割引率 |
|---|---|---|
| まとめて割引 | 始期日時点で、以下の①～③の補償の中から異なる2種類以上の補償をご契約いただいた場合<br>①住まいに関する補償　②自動車に関する補償　③からだに関する補償（傷害定額または所得補償） | 2%<br>（保険料全体が対象*1） |
| ノンフリート多数割引 | 始期日時点でご契約者を記名被保険者として*2、1保険証券で3台以上まとめてご契約の場合で一定の条件を満たすとき | 3～5台：3%<br>6台以上：5%<br>（自動車に関する補償の保険料全体が対象*3） |

※まとめて割引とノンフリート多数割引を同時に適用する場合は、自動車に関する補償についてはノンフリート多数割引を適用し、自動車に関する補償以外の補償についてはまとめて割引を適用します。ただし、ファミリーバイク特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約の保険料にはまとめて割引を適用します。
*1 地震保険、地震危険等上乗せ補償特約および地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。
*2 記名被保険者が以下①～④のいずれかに該当する場合はご契約者と同一であるとみなします。ただし、以下の③または④に該当する場合は、他の項目に該当するご契約およびご契約者自らを記名被保険者とするご契約を含めることはできません。
①ご契約者の配偶者
②ご契約者またはその配偶者の同居の親族
③ご契約者がご契約のお車の所有権留保条項付売買契約上の売主であり、かつ、記名被保険者がその売買契約上の買主（買主が複数にわたる場合は、買主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限ります。）
④ご契約者がご契約のお車の賃貸借契約上の貸主であり、かつ、記名被保険者がその賃貸借契約上の借主（借主が複数にわたる場合は、借主間の関係が本人、その配偶者、それらの方の同居の親族である場合に限ります。）
*3 ファミリーバイク特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

## ❸ 保険料の払込方法等

金融機関での口座振替やクレジットカード*1での払込みの場合は、保険料は始期日の属する月の翌月から請求します（保険料振替口座、クレジットカードの確認等の手続きが遅延した場合はこれと異なることがあります。）。

*1 クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なることがあります。

### ●保険料の払込方法について

※ご契約内容により選択いただけない払込方法があります。

| 主な払込方法 | 月 払 | 一時払 |
|---|---|---|
| 金融機関での口座振替*2、クレジットカード | ○（割増なし*3） | ○ |
| コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票 | × | ○ |

※原則として始期日以降は、ご指定いただいた払込方法の変更はできません。

払い込まれた保険料については、領収証の発行を省略させていただきますので、カード会社利用明細書・払込受領証・通帳等、お手元の書類でご確認ください。

※月払のご契約の場合、最終回目の月払保険料は満期日の属する月に請求します。口座振替の場合、振替日が満期日以降となることがあります。
*2 •払込期日に保険料の振替ができない場合は、翌月に再度保険料が請求されます。
•弊社に複数のご契約がある場合、ご指定口座には各契約の保険料が合算されて請求されることがあります。預金残高が合算した保険料に満たない場合、いずれのご契約についても保険料の引落しができませんのでご注意ください。
•振替日は原則26日です。東京海上日動あんしん生命のお引受けとなる「からだに関する補償（生命保険）」の振替日（原則27日）と異なることがあります。
*3 地震保険および地震危険等上乗せ補償特約の保険料については、5%割増となります。

用語の解説

**払込期日**
保険料を払込みいただく期日のことで、保険証券に記載しています。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は、原則として以下のとおりです。
口座振替による払込みの場合：始期日の属する月の翌月振替日（原則26日）
クレジットカード・払込取扱票による払込みの場合：始期日の属する月の翌月末



### ●保険料の払込みが遅れたとき（払込猶予期間）

保険料は保険証券に記載の払込期日までに払込みください。口座振替の場合は払込期日の翌々月末*4、クレジットカード払、払込取扱票払の場合は払込期日の翌月末まで払込みの猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただくことがあります。
また、自動車に関する補償については、7～20等級のご契約が解除となった場合、現在適用されている等級を継承することができなくなりますのであわせてご注意ください（詳細については、「❾自動車に関する補償 ●割増引制度 ○ノンフリート等級別割引・割増制度について （6）前契約が解除された場合」（P.37）をご参照ください。）。
*4 ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限ります。

## ❹ 保険金をお支払いしない主な場合

P.10～19の“保険金をお支払いしない主な場合”をご確認ください。

お客様にとって不利益となる事項も掲載しておりますので、詳細は、「ご契約のしおり（約款）」に掲載している普通保険約款や特約の「保険金をお支払いしない場合」等をご参照ください。

## ❺ 告知義務・通知義務等

申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項です。

| | |
|---|---|
| 告知義務 | 申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。なお、お引受けする補償によっては、★または☆が付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの告知事項は、下記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。 |
| 通知義務 | 申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。なお、お引受けする補償によっては、☆が付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの通知事項は、下記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。 |

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご契約内容が変更になること等があります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

### ●告知事項・通知事項 一覧

告知事項・通知事項は、お引受けする補償ごとに異なります。下表をご確認ください。
なお、申込書等の各補償に関するページに記載の★または☆が付された事項は、その補償をお引受けする場合にのみ告知事項または通知事項となります。また、ご契約後に契約内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項または通知事項となります。

正しく告知・通知いただけない場合は、ご契約を解除することがあります。
ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

| 補　償 | 告知事項・通知事項 | 申込書等掲載ページ |
|---|---|---|
| 住まいに関する補償 | ☆所在地 | 住まいに関する補償 |
| | ☆物件種別 | |
| | ☆耐火基準 | |
| | ☆職作業 | |
| | ☆柱（建物構造） | |
| | ☆建物区分 | |
| 自動車に関する補償 | ★ご住所 | ご家族情報 |
| | ★生年月日*1 | |
| | ★お名前 | 自動車に関する補償 |
| | ★免許証の種類（色）*2 | |
| | ☆型式*3 | |
| | ★仕様*4 | |
| | ☆登録番号（車両番号） | |
| | ☆使用の本拠地*5 | |
| | ★HV・EV区分（ハイブリッド車・電気自動車）*6 | |
| | ☆用途・車種 | |
| | ☆車両所有者 | |
| | ☆使用目的*2 | |
| | ★初度登録（初度検査）年月 | |
| | ☆排気量*7 | |
| | ☆イモビライザー（有無）*4 | |
| | ☆特殊車両区分（福祉車両） | |
| | ☆前契約（証券番号、会社名、等級、保険期間、事故件数）*8 | |
| | ☆ちょいのり保険（1日自動車保険）の利用日数、事故件数*9 | |
| | ★所有・使用している車で、自動車保険をご契約のものが10台以上 | 追加告知事項 |

| 補　償 | 告知事項・通知事項 | 申込書等掲載ページ |
|---|---|---|
| 賠償責任に関する補償 | ☆所在地 | 携行品・賠償・費用に関する補償 |
| | ☆耐火基準 | |
| | ☆柱（建物構造） | |
| | ☆建物区分 | |
| 傷害定額（ケガに関する補償） | ★性別 | ご家族情報 |
| | ★満年齢（始期日時点） | からだに関する補償【傷害定額】 |
| 所得補償（収入減に関する補償） | ★性別 | ご家族情報 |
| | ★満年齢（始期日時点） | からだに関する補償【所得補償】 |
| | ★職業区分 | |

※★が付された事項は告知事項、☆が付された事項は告知事項かつ通知事項となります。
※すべての補償について「他の保険契約等」についても告知事項（★）となります。また、所得補償（収入減に関する補償）については、健康状態告知書による告知についても告知事項となります。
*1 運転者の年齢条件「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合
*2 ご契約のお車が二輪自動車**以外**の場合
*3 ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型）の場合、および自家用乗用車（普通・小型）以外で車両保険をご契約の場合
*4 車両保険をご契約の場合
*5 地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約をご契約で、登録番号（車両番号）が不明の場合
*6 ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）で、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して13か月以内の場合（プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車および圧縮天然ガス自動車（CNG車）も対象です。福祉車両の場合を除きます。）
*7 ご契約のお車が自家用乗用車（普通・小型）で、型式が不明の場合
*8 ノンフリート等級を適用しているご契約の場合（メリット・デメリット料率を適用していたフリート契約が前契約の場合を除きます。）
*9 ご契約のお車が主な自家用車で、6等級（S）または7等級（S）が適用される新規ノンフリート契約の場合（申込書等においては、ちょいのり保険（1日自動車保険）を「一日ドライバー」と表記します。利用日数・事故件数は、始期日の属する事業年度から起算して過去3事業年度にあったものが対象です。）

### ●所得補償（収入減に関する補償）の「告知」（健康状態告知書）について

健康状態等は正しくお知らせください。傷病歴等がある方でも、特別な条件によってご契約をお引受けできる場合があります。
※東京海上日動あんしん生命のお引受けとなる「からだに関する補償（生命保険）」を同時に申し込まれる場合には、各商品の「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。

**①告知義務について <ご契約時にお知らせいただくこと>**
保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人や危険な職業に従事している人等が他の人と同じ条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご契約にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態、職業等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

### ②傷病歴等がある方への引受対応（特別条件）について

弊社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応（特別条件付の引受）を行うことがあります。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります（お引受けできないことや、「特定疾病・部位不担保」という特別な条件をつけてお引受けすることもあります。）。

### ③傷病歴、通院事実等を告知された場合

ご契約のお引受けについて、告知の内容から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

- 無条件でご契約をお引受けさせていただきます。
- 特別な条件付（特定疾病・部位不担保）のうえでご契約をお引受けさせていただきます。
- 今回の所得補償（収入減に関する補償）のお引受けはお断りさせていただきます。

### ④告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

- 責任開始日から2年を経過していても、保険金の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

**＜前記以外で、保険金をお支払いできない場合＞**

なお、前記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治ゆが困難な疾患の既往症・現症等について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。
この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。

**＜新たなご契約へお乗換えされる場合＞**

現在のご契約を解約、減額等をすることを前提に、新たなご契約のお申込みをご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- 新たにお申込みのご契約について、保険の対象となる方の健康状態等により、お断りをする場合や特別条件付（特定疾病・部位不担保）でお引受けをさせていただく場合があります。
- 新たにお申込みのご契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにお申込みのご契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があります。新たにお申込みのご契約の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除・取消しとなったり、保険金が支払われない場合があります。
- 新たにお申込みのご契約の責任開始期前の発病等の場合、保険金が支払われない場合があります。

### ⑤ご契約の確認について

弊社の社員または弊社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金のご請求の際、申込内容や告知内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

## ●その他ご契約後の変更等のご連絡について

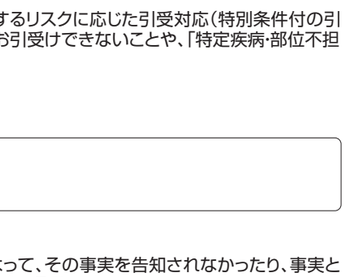


### ○住まいに関する補償

以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- 建物等を譲渡・売却する場合で、このご契約に関する権利および義務をあわせて譲渡するとき
- 建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合

### ○自動車に関する補償

以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- **ご契約のお車を変更する場合**
  ご契約のお車を、新たに取得したお車に変更する場合や、ご契約のお車の廃車・譲渡等に伴い既に所有する別のお車に変更する場合
- **ご契約のお車を譲渡する場合**
  ※ご契約のお車を譲渡された場合、このご契約に関する権利および義務は、自動的に譲受人に移りません。
- **記名被保険者や運転される方の年齢条件・範囲を変更する場合**

### ○すべての補償共通

- ご契約者の住所等を変更した場合には遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください（補償を受けられる方に責任が全くない「もらい事故」の場合もご連絡ください。）。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。

## 6 補償の重複に関するご注意

申込書

以下の補償・特約をご契約される場合で、補償を受けられる方またはそのご家族が既に他の保険でこれらと同種の保険商品をご契約されているときには、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。
なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、以下の補償・特約をご契約されたご契約を解約されるとき等、補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。



### ①人身傷害保険（自動車に関する補償）

保険金額が無制限のご契約がある場合、歩行中の補償等が重複することがあります（人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約をご契約された場合、補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定することができます。）。

### ②ファミリーバイク特約（自動車に関する補償）

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険（「人身傷害あり」の場合は人身傷害保険）の保険金額がいずれも無制限のご契約がある場合、補償が重複します。

### ③他車運転危険補償特約（二輪・原付）（自動車に関する補償）

対人賠償責任保険、対物賠償責任保険（人身傷害保険をご契約の場合は人身傷害保険）の保険金額がいずれも無制限のご契約がある場合、補償が重複します。

### ④個人賠償責任補償特約（賠償責任に関する補償）

国内事故の保険金額が無制限のご契約がある場合、補償が重複します。

### ⑤ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（費用に関する補償）

最も高い保険金額が支払保険金の限度となるため、複数のご契約がある場合、補償が重複します。

## 7 個人情報の取扱い

注意喚起情報　申込書

**1.** 弊社および東京海上グループ*1各社は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること
②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③弊社と東京海上グループ各社との間または弊社と弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること
④再保険引受会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をその担保権者に提供すること

*1「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の弊社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、弊社（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、弊社ホームページ（http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/）をご参照ください。

**2.** 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について（社）日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。また、損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までお問い合わせください。

## 8 住まいに関する補償

申込書

### ●補償を受けられる方について

補償を受けられる方とは、保険の対象の所有者で、事故が発生した場合に保険金をお受け取りいただける方のことです。
共有名義の場合は、すべての所有者をご指定ください。

### ●保険の対象の所在地について

保険の対象となる建物（または家財等を収容する建物）の所在地です。ご契約者住所と異なる場合は必ずご契約者住所とは別にご指定いただきます。

### ●物件種別（専用住宅・併用住宅）について

専用住宅　住居のみに使用する建物です。

併用住宅　住居として使用するとともに、店舗や事務所等の住居以外の用途にも使用する建物です。用途（事業等の内容）に応じてご契約時に必ず職作業区分を選択していただきます。

※住まいに関する補償は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、住まいに関する補償をいったん解約していただき、弊社よりご案内する別の保険商品へと切り替えていただく必要があります。その場合、補償内容が住まいに関する補償と一部異なることがありますのであらかじめご了承ください。

### ●構造級別について

建物の構造級別は保険料を決定するうえで重要な項目です。以下の事項をご確認のうえ、「<構造級別判定フローチャート>」（P.33）にしたがって、必ず☑してご確認ください。

※保険の対象が「家財」等の動産である場合は動産を収容する建物をいいます。

#### ＜構造級別判定のしくみ＞

建物の構造級別は「コンクリート造」「鉄骨造」「木造」といった**【柱】**の種類に着目して判定します。
ただし、「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」のように建物全体の耐火性が優れている場合は、「木造」であってもこの**建物の性能に応じた【耐火基準】**を優先して構造級別を決定します。

**例えば、以下のような場合には「木造」であっても「T構造（耐火構造）」になります。**

1. 建築確認申請書の第4面【耐火建築物】欄に「準耐火建築物」と記載または☑されている。
2. 施工者から「省令準耐火建物*1」に該当しているといわれている。

*1「省令準耐火建物」は建築確認申請書に記載されませんので、施工者にご確認ください。

【耐火基準】で判定する場合には、建築確認申請書等の建物の耐火性能が判定できる書面か施工者または不動産会社（以下、施工者等といいます。）による証明書をご提出いただく場合があります（住宅のパンフレット等で確認できることもあります。）。

※建物の柱が複数の異なる種類で建築されている場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

## <構造級別判定フローチャート> フローチャートにしたがい☑してください。

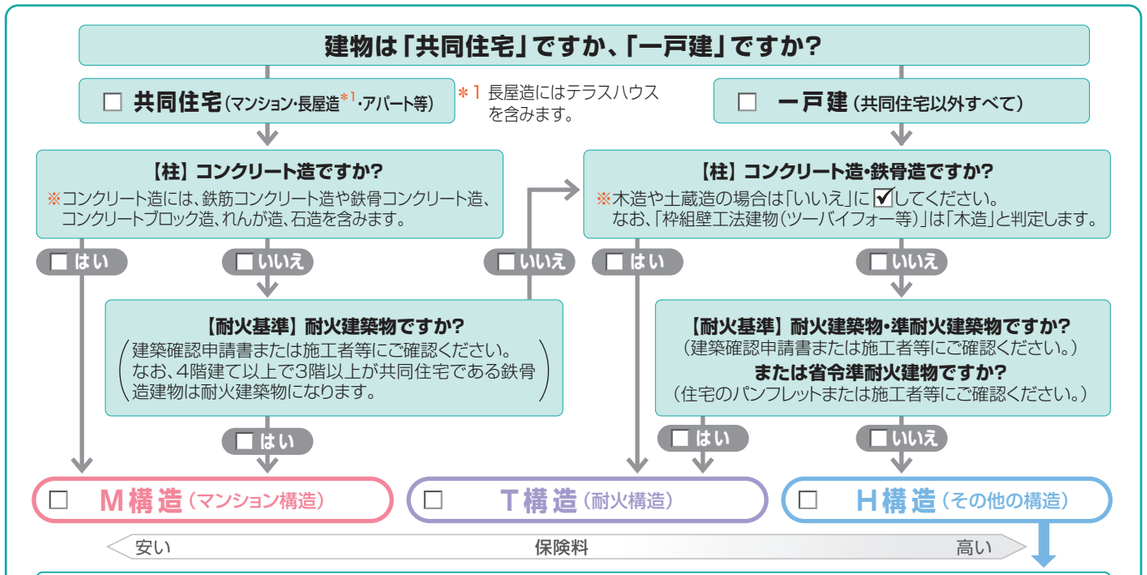


**前契約の満期に合わせご契約を更新される場合にのみご確認ください。**
上記フローの結果「H構造」と判定された場合で以下のいずれかに該当するときは、ご契約にあたり代理店または弊社までお申出ください。
①【外壁】が「コンクリート(ALC版、押出成形セメント板を含む)造」、「コンクリートブロック造」、「れんが造」または「石造」である建物
②土蔵造建物

「耐火建築物」「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当する場合、【柱】のみで構造を判定した場合と比べて保険料が大幅に安くなる可能性があります。**特に【柱】が「木造」の場合、構造級別の判定にあたってはご注意ください。**

## ●建物の評価額の算出方法について 契約概要

建物の評価額を算出するための基準は「再取得価額」です。

再取得価額　保険の対象を、修理、再築・再取得するために必要な額をベースにした評価額です。

| 建物の評価額の算出方法 | |
|---|---|
| ①年次別指数法 | 建築年および建築価額が判明している場合に、建築価額に年次別指数を乗じて算出します(建築価額に土地代は含みません。)。 |
| ②新築費単価法 | 専有面積が判明している場合に、新築費の1平方メートル(m²)単価を面積に乗じて算出します。 |
| ③その他の方法 | 上記①②以外の合理的な算出方法(申込書等の評価方法には"その他"と表示されます。)。 |

※門、塀、垣の金額や車庫等の付属建物の金額は評価額に含めます。外灯等の屋外設備の金額や、マンション戸室を保険の対象とする場合の専用使用権付共用部分の金額は評価額に含めません。

## ●地震保険の割引について

地震保険については、保険の対象である建物(保険の対象が家財の場合は、家財を収容する建物をいいます。)が下表の「適用条件」を満たすことが確認できる所定の資料の写(下表に記載しています。)をご提出いただいた場合に、いずれか1つの割引を適用することができます。

| 割引名称(割引率) | 適用条件 | ご提出いただく確認資料*2 |
|---|---|---|
| 建築年割引(10%) | 昭和56年6月1日以降に新築された建物であること | 公的機関等が発行する適用条件を確認できる書類(**「建物登記簿謄本」**、**「建築確認書」**等) |
| 耐震等級割引(等級に応じて10%・20%・30%) | 耐震等級*3を有している建物であること | ①住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく**「建設住宅性能評価書」**(未交付の場合は**「設計住宅性能評価書」**)<br>②以下の2つの書類(a.のみの場合は耐震等級割引(20%)が適用されます。)<br>a.長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類(**「認定通知書」**等)<br>b.「耐震等級」・「免震建築物」の確認ができる登録住宅性能評価機関等が発行した書類(**「技術的審査適合証」**等) |
| 免震建築物割引(30%) | 免震建築物*3に該当する建物であること | |
| 耐震診断割引(10%) | 耐震診断・耐震改修の結果、改正建築基準法に基づく耐震基準を満たす建物であること | ①耐震診断の結果により国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体等が証明した書類<br>②耐震診断・耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(**「耐震基準適合証明書」**、**「住宅耐震改修証明書」**等) |

*2 代表的な確認資料となりますので、詳細は代理店または弊社までお問い合わせください。
*3 住宅の品質確保の促進等に関する法律等により定められた「耐震等級」または「免震建築物」をいいます。



## ●支払限度額(保険金額)の設定について 契約概要

### <住まいの補償の場合>

支払限度額(保険金額)は、万一の事故の際にお受け取りいただける保険金の上限額です。事故が発生した場合に十分な補償が受けられるようお決めください(事故が発生した場合には、設定した支払限度額(保険金額)の範囲内で実際の損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いてお支払いします。)。

| | |
|---|---|
| 建物 | 評価額を支払限度額(保険金額)として設定します*4。 |
| 家財 / 設備・什器 / 商品・製品 | ご希望に応じて1口単位で支払限度額(保険金額)を設定します(1口は100万円。5口の場合は500万円。家財について、所有されている金額がご不明な場合は、下表<家財の所有金額の目安>を参考にして支払限度額(保険金額)をご設定ください。)。*5*6*7 |

<家財の所有金額の目安> (単位:万円)

| 区分＼面積 | 33m²未満 | 33～66m²未満 | 66～99m²未満 | 99～132m²未満 | 132m²以上 |
|---|---|---|---|---|---|
| 持ち家 | 560 | 920 | 1,160 | 1,510 | 1,840 |
| 賃貸住宅 | 340 | 620 | 860 | 1,100 | 1,360 |

*4 他の保険契約等をご契約されていないかを必ずご確認ください。他の保険契約等と合算した支払限度額(保険金額)が評価額を超える場合は、超えた部分に対する保険料が無駄となる場合があります。
*5 破損等リスクについては、別途1事故あたりの支払限度額(保険金額)を30万円または50万円で設定します。
*6 家財または設備・什器の盗難事故の場合、通貨等は30万円、預貯金証書は500万円が1事故あたりの支払限度額(保険金額)となります。
*7 家財または設備・什器のうち、高額貴金属等の1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円です。500万円または1,000万円に増額することが可能な場合もあります。ご希望される場合は代理店または弊社までご相談ください。

### <地震保険の場合>

| | |
|---|---|
| 建物 / 家財 | 建物、家財ごとに、住まいの補償の支払限度額(保険金額)の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額をお決めください。ただし、建物は**5,000万円**、家財は**1,000万円**が限度となります。なお、事故が発生した場合には、実際の損害額(修理費)ではなく、損害の程度に応じて地震保険の保険金額の一定割合を時価を基準とした額を限度にお支払いします。 |

※既に他の地震保険契約があり、追加でご契約される場合は、限度額から他の地震保険契約の保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

## ●地震保険に関するご確認 注意喚起情報

地震保険の"ご契約の有無"、"ご契約内容"、"ご契約の対象が居住用建物または家財(高額貴金属等を除く)であること"等については、申込書等の住まいに関する補償のページに記載されています。
ご希望どおりのご契約内容になっているかご確認ください。

地震保険をご契約いただかないときは、申込書等の「地震保険確認欄」にご署名が必要です。

## ●自動セットされる主な特約について

一定の条件を満たす場合には、下表のとおり特約が自動セットされます。条件を満たさなくなった場合は、その時点で自動的に削除されます。

| 特約名 | 自動セットされる条件等 |
|---|---|
| 全損時の保険金支払いに関する特約 | 住まいの補償をご契約の場合で保険の対象が建物であるときに適用されます。 |

# 9 自動車に関する補償 申込書

## ●記名被保険者 契約概要

### ○記名被保険者について

- 記名被保険者の設定は、賠償責任保険や人身傷害保険の補償を受けられる方の範囲等を決定するうえで重要です。ご契約のお車を主に使用される方1名を設定します。「ご契約のお車を主に使用される方」とは、以下のいずれかの方をいいます。
(1)ご契約のお車を主に運転される方
(2)ご契約のお車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方(ご契約のお車の自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄や「使用者の氏名又は名称」欄に記載された方、自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄の名義がやむを得ず実態を反映していない場合は実際の所有者)
- 運転者の年齢条件「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて保険料を算出します。詳細は「●補償内容のご確認 ○運転される方の年齢条件・範囲について」(P.38)をご参照ください。

### ○免許証の種類(色)について

ご契約のお車が二輪自動車**以外**の場合、始期日における記名被保険者の運転免許証の種類(色)(ゴールド・ブルー・グリーン)をご確認いただき申込書等に記載してください。記名被保険者が運転免許証を所持していない場合や国際運転免許証のみ所持している場合は、「その他」と記載してください。
なお、ゴールドはゴールド以外に比べ保険料が割安になります。

#### <ご注意点>

免許更新手続きは、誕生日の前後1か月間(通算2か月間)可能ですので、以下いずれかの場合は、始期日時点で記名被保険者が所持している運転免許証の種類(色)がブルーであってもゴールド免許とみなすことができます。
①始期日時点でゴールド免許を所持できるが、更新していない場合
②始期日時点でゴールド免許を所持できるにもかかわらず、早期にブルー免許に更新した場合

記名被保険者の運転免許証の種類(色)をご契約時に申込書等に正確に記載してください(前契約がTAPの場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください。)。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

## ●ご契約のお車

- 正しい保険料を算出するために、新規にご契約されるお車に関する自動車検査証等の写のご提出をお願いしています。お車を入れ替える場合も同様です。その他の必要な資料については、代理店または弊社までお問い合わせください。
- 原則として、ご契約のお車1台について1つの自動車保険契約のみ締結することができます。

契約概要

- ご契約のお車の用途・車種が自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合、損害保険料率算出機構が定めた「料率クラス」を使用して保険料を算出します。「料率クラス」は型式ごとの保険成績に基づき年1回見直すため、補償内容やノンフリート等級が同一でも、「料率クラス」の変更に伴い保険料が更新前のご契約と異なる場合があります。

### ○お車の用途・車種について

契約概要

お車の「用途・車種」の区分は、自動車検査証等に記載の「用途」「自動車の種別」と異なり、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号および塗色に基づき弊社が定めます。

### ○車両所有者について

契約概要

ご契約のお車の所有権を有する方（原則として自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」欄に記載されている方となります。申込書等上、所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする貸借契約のお車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。）をいいます。

※所有権留保条項付売買契約や貸借契約のお車の場合は、車両保険金のお支払いの際、実際の車両所有者である売主や貸主からの保険金請求が必要です。

### ○お車の使用目的について

契約概要

ご契約のお車が二輪自動車**以外**の場合、ご契約のお車の使用目的が下表のいずれの区分に該当するかをご判断いただき申込書等に記載してください（区分により保険料が異なります。）。

※**使用目的が正しく設定されている場合には、その使用目的以外で運転しているときも補償の対象となります。**

| 使用目的の区分 | 基　準 |
|---|---|
| 業務使用 | 定期的かつ継続して*1業務（仕事）に使用する場合 |
| 通勤・通学使用 | 上記に該当せず、定期的かつ継続して*1運転者本人が自らの通勤・通学*2に使用する場合 |
| 日常・レジャー使用 | 上記のいずれにも該当しない場合 |

*1「定期的かつ継続して」とは、年間*3を通じて平均月15日以上使用する場合をいいます。
*2「通勤・通学」には最寄り駅等への送迎を含みません。
*3「年間」とは、始期日から1年間をいいます。保険期間の途中で「使用目的」を変更した場合はその時点から1年間をいいます。

ご契約のお車の使用目的をご契約時に申込書等に正確に記載してください（前契約がTAPの場合等、新たな告知事項となるときは特にご注意ください。）。この表示が事実と異なる場合やこれに事実を記載しない場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

### ＜「使用目的」早わかり＞ フローチャートに沿ってご確認ください。

**スタート**　ご契約のお車を年間*3を通じて平均月15日以上お仕事（通勤を除きます。）にお使いになりますか？

- □ いいえ → ご契約のお車を年間*3を通じて平均月15日以上運転者本人が自らの通勤・通学*2にお使いになりますか？
  - □ いいえ → **□ 日常・レジャー使用**
  - □ はい → **□ 通勤・通学使用**
- □ はい → **□ 業務使用**

| | □ 日常・レジャー使用 | □ 通勤・通学使用 | □ 業務使用 |
|---|---|---|---|
| 判定基準 | 「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合をいいます。 | 「業務使用」に該当せず、定期的かつ継続して*1運転者本人が自らの通勤・通学*2に使用する場合をいいます。<br>**「通学」とは？**<br>次に示すような「学校」への登下校をいいます。<br>高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）・専修学校・専門学校・各種学校（予備校・服飾学校等、都道府県知事の認可を得たもの）<br>※介護ケアセンター等、学校教育法に定められていないものを除きます。 | ご契約のお車を定期的かつ継続して*1業務（仕事）に使用する場合をいいます。<br>**「業務」とは？**<br>労働の対価を得るための行為をいいます（ボランティアは除きます。）。 |
| 具体例 | ・冬の寒い時期はマイカー通勤するが、それ以外はバス通勤している。<br>・駅まで送り迎えしてもらっている。 | ・親は「日常・レジャー」に使用しているが、子供が毎日通学に使用している。<br>・マイカー通勤しているが、月に2～3日は仕事に使うことがある。 | ・毎日、仕事にマイカーを使っている。<br>・毎朝子供を学校まで送っているが、自営業のため日中は仕事にマイカーを使っている。 |



## ●割増引制度

### ○お車に関する割引制度について

以下のような割引制度がありますので、十分ご確認ください。

| 割引名称 | 適用条件 | 割引率 |
|---|---|---|
| 新車割引 | ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）に該当し、始期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して25か月以内の場合 | 【別表1】 |
| イモビライザー割引 | ご契約のお車が主な自家用車で、ご契約のお車に盗難防止装置（イモビライザー）*4を装着している場合 | 3%割引<br>（該当のお車の車両保険料が対象） |
| 福祉車両割引 | ご契約のお車が福祉車両*5の場合 | 3%割引<br>（該当のお車の保険料全体が対象*6） |
| Eco割引<br>（ハイブリッド車・電気自動車割引） | 以下の条件をすべて満たす場合<br>・ご契約のお車の用途・車種が自家用乗用車（普通・小型・軽四輪）の場合<br>・自動車検査証等の「備考」に「ハイブリッド車」、「＊＊＊ハイブリッド車」と表示されている場合もしくは燃料電池自動車であることが表示されている場合、または「燃料の種類」に「電気」もしくは「CNG」と表示されている場合<br>・始期日の属する月がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月の翌月から起算して13か月以内の場合<br>※福祉車両割引と重複した場合は福祉車両割引を優先して適用します（Eco割引は適用されません。）。 | 3%割引<br>（該当のお車の保険料全体が対象*6） |

*4 キーに埋め込まれている送信機のIDコードと、車両本体内の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ電気的にエンジンが始動しない仕組みをいいます。
【確認方法】ご契約のお車のカタログ・パンフレット・注文書や購入元へのご照会等によりメーカー純正イモビライザー（標準装着またはメーカーオプション装着）の有無をご確認ください。その装置の有無を確認できない場合には、本割引は適用できません。なお、メーカーによっては【別表2】のとおり「イモビライザー」以外の名称を使用している場合もありますが、これらは本割引を適用できます。
*5 消費税法に基づき、厚生省告示第130号に規定された消費税が非課税となる自動車をいいます。
【確認方法】ご契約のお車の自動車検査証等の「車体の形状」が「身体障害者輸送車」または「車いす移動車」となっていることをご確認ください。または、ご契約のお車のパンフレット・取扱説明書等により、消費税が非課税となる自動車であることをご確認ください。
*6 ファミリーバイク特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

【別表1】

| | 対人賠償 | 対物賠償 | 人身傷害 | 傷害一時金 | 車両保険 |
|---|---|---|---|---|---|
| 普通・小型 | 10%割引 | | | | 6%割引 |
| 軽四輪 | 7%割引 | 2%割引 | 21%割引 | | 1%割引 |

【別表2】　（2011年6月現在）

| メーカー（車名） | 盗難防止装置名称 | メーカー（車名） | 盗難防止装置名称 |
|---|---|---|---|
| フォード | PATS（パッシブアンチセフトシステム） | クライスラー | セントリーキー盗難防止装置 |
| ローバーグループ | エンジンイモビライゼーション | アルピナ | EWS |
| アルファロメオ | アルファコード、アルファコードII | フィアット | フィアットコード、フィアットコードII |
| ゼネラルモーターズ | パスキーIII | | |

### ○ノンフリート等級別割引・割増制度について

ノンフリートのご契約では、1～20等級の区分に応じて保険料が割引・割増される制度が採用されています。更新前の保険期間中の保険事故の有無および件数により、ご契約に適用される等級を決定します（決定された等級別の割増引率が、更新後のご契約に適用されます。）。

※ご契約の更新後に更新前のご契約に保険金のお支払いの対象となる事故が生じた場合、または「複数所有新規特則」の適用にあたり、更新後のご契約の保険期間が開始するまでの間に、「他の契約」としたご契約が解約された場合や保険事故が生じたことにより特別適用の条件に合致しなくなった場合等は、ご契約内容および保険料を変更することがありますのでご了承ください。
※超保険とドライバー保険との間で等級を継承することはできません。
※更新前のご契約の等級が21等級以上の場合は、20等級と読み替えます（申込書等における表示も同様です。）。

#### （1）初めてご契約される場合

契約概要

初めてのご契約には6等級（S）が適用され、運転者の年齢条件に応じた【表1】（P.37）の割増引率が適用されます。

#### （2）ご契約を更新される場合

①原則として、更新前のご契約に適用される等級に対して、1年間保険事故がなかった場合は「1」を加え、保険事故があった場合は保険事故1件について「3」を引き、それぞれ更新後のご契約に適用される等級を決定します*7*8。等級別の割増引率については、【表2】（P.37）をご参照ください。
②原則として、更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合は、7等級以上の等級を継承することができません。
③やむを得ない事情によりご契約者が更新後のご契約の始期日までに更新前のご契約の解約手続きを行えなかった場合で、更新前のご契約の満期日または解約日の前日から起算して過去7日以内の日に更新後のご契約の始期日があるときは、更新前のご契約の等級を継承します*7*8。
④更新前のご契約の等級*9が1～5等級および6等級（F）*10で以下のいずれかに該当する場合は、新たなご契約の等級は、更新前のご契約の等級*9と同一になります。
a.更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して8日以後13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。
b.更新前のご契約の解除日（失効となった場合は失効日）またはその解除日の翌日から起算して13か月以内の日に保険期間が始まるご契約のとき。
c.更新前のご契約のお車を廃車・譲渡・リース業者へ返還し、その代替*11として新たにお車を取得されるとき。

＊7【保険期間が1年未満の短期契約（ご契約者からのお申出により解約され、保険期間が1年未満となった場合を含みます。）を更新した場合の等級】
原則として更新後のご契約には更新前のご契約に適用される等級と同一の等級が適用されます（更新前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級が適用されます。）。なお、この場合、更新前のご契約に6等級または7等級が適用されているときは、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。更新後のご契約に更新前のご契約と同一の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。
＊8 等級すえおき事故およびノーカウント事故は、取扱いが異なります（詳細は、「●前契約事故件数に関するご注意」（P.38）をご参照ください。）。
＊9 保険事故が発生した場合は保険事故1件につき原則として「3」を引いた等級とします。
*10 6等級（F）の場合はa.およびb.のみ対象となります。
*11 廃車・譲渡・返還の事実が新たなお車の取得日より後になった場合を含みます。

### (3)ご契約のお車を譲渡された場合

ご契約のお車の譲渡に伴いご契約の権利および義務を譲渡された場合は、原則として等級は譲受人には継承されませんが、以下の場合等では等級が継承されることがあります。

①記名被保険者が配偶者間、同居の親族*1間で変更される場合

②個人事業主が法人を新設される場合、または法人を解散し個人事業主となられる場合で、記名被保険者を個人事業主・法人間で変更される場合(変更前と変更後のご契約のお車が同一*2で、事業内容が同一である場合に限ります。)

③上記①②以外で、お車の譲渡以外の理由による記名被保険者の変更があった場合(適用される等級が1～5等級であるご契約に限ります。)

*1 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいいます。
*2 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

### (4)ご契約のお車の入替をされた場合

以下の①～③の条件がすべて満たされる場合に、入替前のご契約に適用される等級が入替後のご契約に継承されます。

①入替後のお車の所有者が以下のいずれかに該当すること。
a. ご契約のお車の所有者*3　b. 記名被保険者*4　c. b.の配偶者　d. b.またはc.の同居の親族

②入替後のお車が、新たに取得または1年以上を期間とする貸借契約により借り入れたお車または上記①に該当する方が既に所有しているお車であること。

③ご契約のお車と入替後のお車が同一の用途・車種*2に該当すること。

*3 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、貸借契約により借り入れたお車の場合は借主とします。
*4 車両保険のみのご契約の場合は、ご契約のお車の所有者とします。
*2 同一とみなして取り扱うことができる用途・車種を含みます。

### (5)2台目以降のお車を新たにご契約される場合(複数所有新規特則)

既に自動車保険(弊社以外の保険会社との保険契約や所定の共済契約を含みます。以下「他の契約」といいます。)をご契約いただいている方が、2台目以降のお車を新たにご契約される場合は、以下の条件をすべて満たすときに限り7等級(S)からのご契約になり、運転者の年齢条件に応じた下記【表1】の割増引率が適用されます。

①新たなご契約に前契約に該当する契約が存在しないこと。

②新たなご契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*5が、既にご契約いただいている他の契約の記名被保険者およびご契約のお車の所有者*5とそれぞれ同一*6であり、かつ、個人であること。

③他の契約に適用されている等級が11等級以上であること(弊社長期契約の場合、みなし等級*7が11等級以上であること。)。

④新たなご契約および他の契約のお車の用途・車種が、いずれも主な自家用車であること、またはいずれも二輪自動車であること。

⑤新たなご契約の始期日が、他の契約の保険期間内にあること。

*5 所有権留保条項付売買契約によるお車の場合は買主、1年以上をリース期間とする賃貸借契約により借り入れたリースカーの場合は借主とします。
*6 新たなご契約の記名被保険者が下記b.またはc.に該当し、新たなご契約のお車の所有者が下記a.～c.のいずれかに該当する場合は、同一とみなします。

a. 他の契約の記名被保険者　b. a.の配偶者　c. a.またはb.の同居の親族

*7 この場合は、他の契約に適用されている等級ではなく、みなし等級を以下の方法によって算出します。

「みなし等級」の算出方法

みなし等級 = 他の契約に適用される等級 + { 経過年数(他の契約の始期日から新たなご契約の始期日までの年数(端月数切り捨て)) −(A+B)}−3×A

A:経過年数内の等級すえおき事故以外の事故件数
B:経過年数内の等級すえおき事故件数
経過年数<A+Bとなる場合は{経過年数−(A+B)}=0とみなします。

### (6)前契約が解除された場合

ご契約が解除された場合(ご契約者からのお申出により解約される場合を除きます。)、7等級以上の等級を継承することができません*8。
新たなご契約を締結した後に、その前契約が解除された場合も同様です(この場合、新たなご契約に適用される等級を訂正し、差額保険料がある場合は請求します。)。

*8 6等級が適用されたご契約が解除された場合、更新後のご契約に6等級が適用されますが、このとき、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります(解除されたご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級が適用されます。)。また、更新後のご契約に解除されたご契約と同一の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、解除されたご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。

【表1】

| 年齢条件 | 年齢問わず | 21歳以上 | 26歳以上 | 35歳以上 |
|---|---|---|---|---|
| 初めてのご契約(6等級(S)) | 25%割増 | 10%割増 | 5%割引 | |
| 複数所有新規特則(7等級(S)) | 10%割引 | 15%割引 | 28%割引 | |

【表2】

| 等級 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6(F) | 7(F) | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 割増引率(%) | 52 | 26 | 10 | 1 | 10 | 17 | 23 | 28 | 33 | 37 | 40 | 44 | 47 | 50 | 52 | 55 | 57 | 59 | 61 | 63 |
| | 割増 | | | 割引 | | | | | | | | | | | | | | | | |

※一部の特約には、上記の割増引率が適用されません。
※上記は2012年1月現在の割増引率であり、将来変更となる場合があります。

等級別割引・割増制度を適正に運営するため、ご契約の損害保険会社等を変更された場合や保険契約を一時的に中断された場合等には、損害保険会社等の間では、前契約の等級、ご契約のお車の登録番号および保険事故の有無・件数等の確認を行っています。詳細は、「❼個人情報の取扱い」(P.32)をご参照いただき、ご不明な点は弊社までお問い合わせください。

## ○その他の割引制度について　以下のような割引制度がありますので、十分ご確認ください。

| 割引名称 | 適用条件 | 割引率 |
|---|---|---|
| 複数所有新規特則(セカンドカー割引) | 上記「○ノンフリート等級別割引・割増制度について　(5)2台目以降のお車を新たにご契約される場合(複数所有新規特則)」をご参照ください。 | |
| ノンフリート多数割引 | 「❷保険料　<まとめて割引・ノンフリート多数割引>ノンフリート多数割引」(P.29)をご参照ください。 | |
| 1日自動車保険 無事故割引*9 | 以下の条件をすべて満たす場合<br>•ご契約に6等級(S)または7等級(S)が適用される新規ノンフリート契約の場合<br>•ご契約のお車が主な自家用車の場合<br>•ご契約の記名被保険者とちょいのり保険(1日自動車保険)の記名被保険者が同一の場合<br>•ご契約の始期日の属する事業年度*10から起算して過去3事業年度において*11、通算して5日以上を保険責任期間としてちょいのり保険(1日自動車保険)に加入しており、かつ、そのちょいのり保険(1日自動車保険)に保険事故*12が発生していない場合 | ちょいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間*13 / 6等級(S) / 7等級(S)<br>5～9日 / 8% / 2%<br>10～19日 / 15% / 4%<br>20日以上 / 20% / 5%<br>(該当のお車の保険料全体が対象*14) |

＊ 9 適用条件を満たす限り、1日自動車保険無事故割引は複数のお車に適用可能です。
*10 「事業年度」とは、4月1日から3月31日までをいいます。「始期日の属する事業年度」は、4月1日から始期日の前日までをいいます(始期日が4月1日である場合は、4月1日の属する事業年度を起算とする事業年度とします。)。ちょいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間が複数の事業年度をまたぐ場合(例えば3月29日から4月2日)は、保険責任期間、保険事故ともちょいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間の開始日が属する事業年度にあったものとします。
*11 過去3事業年度の考え方は右記のとおりです。〈例〉

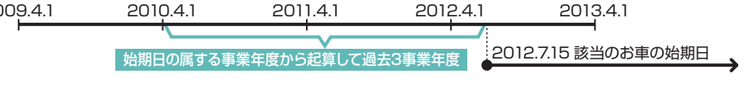




*12 「搭乗者傷害特約(一時金払)のみ」、「車両搬送費用補償特約のみ」またはこれらの組み合わせの保険事故は含みません。
*13 ちょいのり保険(1日自動車保険)の保険責任期間内にご契約の始期日がある場合、ご契約の始期日の前日までの保険責任期間に応じて適用します。
*14 ファミリーバイク特約、法律相談費用補償特約、入院時選べるアシスト特約、車両搬送費用補償特約、おくるま搬送時選べる特約、地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約の保険料には適用されません。

## ●前契約事故件数に関するご注意

等級別割引・割増制度の適正な運用のため、前契約の事故件数を、後記A～Dに分けて、申込書等に記載してください。なお、事故の発生した時期によって、事故件数の取扱いが異なる場合があります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

A=対人賠償・自損事故傷害のいずれかを含む事故。ただしCの事故を除きます。
B=下記①～③のいずれかに該当する事故

①車両事故(車両付随損害、身の回り品補償特約、車内携行品補償特約にかかわる事故を含みます。)のうち、火災・爆発・窓ガラス破損*15、盗難、騒じょうや労働争議に伴う暴力行為または破壊行為、台風、たつ巻、洪水、高潮、落書、いたずら*16、飛来中または落下中の他物との衝突、その他偶然な事故*15、地震・噴火・津波危険「車両損害」補償特約にかかわる事故
②Cの事故
③上記①とノーカウント事故の組み合わせの事故

*15 他物との衝突・接触、転覆・墜落によるものを除きます。
*16 ご契約のお車の運行によるものおよび他の自動車との衝突・接触によるものを除きます。

【等級すえおき事故】…上記①～③のいずれかに該当する保険事故の場合は、更新前のご契約に適用される等級をすえおいて(更新前のご契約に適用される等級から「3」を引きません。)、ご契約に適用します(ご契約に6等級または7等級が適用される場合、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。)。

C=等級プロテクト特約(一般用)により等級すえおきとなった事故
D=A、B、Cおよび下記ノーカウント事故以外の事故

【ノーカウント事故】…以下にかかわる保険事故または以下の組み合わせの保険事故は事故件数にカウントしません。

●対人臨時費用(2008年7月1日以降始期契約のみ)
●人身傷害保険(人身傷害補償保険)
●傷害一時金保険
●搭乗者傷害特約(一時金払)
●搭乗者傷害特約(日数払)
●法律相談費用補償特約
●弁護士費用特約(弁護士費用等補償特約)
●ファミリーバイク特約〔ファミリーバイク特約(自損事故傷害あり)・ファミリーバイク特約(人身傷害あり)〕
●地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約
●無保険車事故傷害特約
●入院時選べるアシスト特約
●車両搬送費用補償特約
●おくるま搬送時選べる特約
●レンタカー費用補償特約
●個人賠償責任補償特約
●2008年7月1日以降販売停止となったパーソナルセットプラン*17、盗難に関する代車等費用補償特約
●2010年7月1日以降販売停止となった搭乗者傷害保険、事故・故障時レンタカー費用補償特約、事故・故障時諸費用補償特約

*17 日常生活賠償責任補償特約、家族傷害補償特約、生活用動産補償特約、借家人賠償責任補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約、携行品損害補償特約、受託品賠償責任補償特約をいいます。

## ●補償内容のご確認

ご契約される補償内容について、申込書等に記載されている内容をご確認ください。

### ○車両保険のご契約条件について　契約概要

「お車の補償」(P.14)をご参照のうえ、車両保険のご契約条件が申込書等にご希望どおり記載されているかどうかを十分ご確認ください。

### ○運転される方の年齢条件・範囲について　契約概要　注意喚起情報

#### <運転者の年齢条件特約>

運転者の年齢条件(a.年齢を問わず補償以外をいいます。)を設定することで、保険料が割安になります。運転者の年齢条件が適用される方*18*19の中で、ご契約のお車を運転される方のうち、一番若い方の年齢に応じて設定してください。

| a. 年齢を問わず補償 | b. 21歳以上補償 | c. 26歳以上補償 | d. 35歳以上補償*20 |
|---|---|---|---|

| 運転者の年齢条件が適用される方*18*19 | ア.記名被保険者およびその配偶者　イ.記名被保険者またはその配偶者の同居の親族<br>ウ.上記ア、イの方の業務に従事中の使用人 |
|---|---|

*18 これらの方で年齢条件を満たさない方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
*19 これらの方以外の方が運転中の事故は、年齢条件にかかわらず保険金をお支払いします。
*20 ご契約のお車が二輪自動車**以外**の場合に設定いただけます。

「26歳以上補償」または「35歳以上補償」を設定した場合は、記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて「30歳未満」「30歳以上40歳未満」「40歳以上50歳未満」「50歳以上60歳未満」「60歳以上70歳未満」「70歳以上」に区分して保険料を算出します。
※記名被保険者を変更する場合、変更後の記名被保険者の始期日時点の年齢に応じて上記区分を適用します。

#### <本人・夫婦限定特約(本人・夫婦限定割引)、家族限定特約(家族限定割引)>

ご契約のお車を運転される方を以下のとおり限定することで、保険料が割安*21になります。　【○補償されます／×補償されません】

| 特約 ＼ 運転される方 | 記名被保険者およびその配偶者 | 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 | 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 | 左記以外の方 |
|---|---|---|---|---|
| 本人・夫婦限定特約 | ○ | × | × | × |
| 家族限定特約 | ○ | ○ | ○ | × |

*21 限定された方以外の方が運転中の事故は、原則として保険金をお支払いできませんのでご注意ください。
※ご契約のお車が二輪自動車**以外**の場合に設定いただけます。

運転される方の年齢条件を満たさない方や範囲外の方が運転される場合にご契約条件を見直さなくても、携帯電話でご加入手続きが可能な1日単位の自動車保険「ちょいのり保険(1日自動車保険)」をお申込みいただくことで補償できる場合があります(補償内容が異なりますのでご注意ください。詳細は、ちょいのり保険チラシ等をご参照ください。)。

### ○免責金額(自己負担額)について　注意喚起情報

対物賠償責任保険・車両保険では、免責金額を設定する場合があります(ご契約に適用される免責金額については申込書等をご確認ください。)。車両保険には定額方式と増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額を1回目の事故より高い金額で設定する方式)があります。
※その他、あらかじめ免責金額が設定されている特約があります。

## ○保険金額の設定について 契約概要

保険金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の保険金額は、申込書等をご確認ください。なお、申込書等に保険金額の記載がない特約については、P.12～15および「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

［ **人身傷害保険金額** ］(補償を受けられる方1名についてお支払いする保険金の限度額)

補償を受けられる方の年齢、収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、下表をご参考に、適正な保険金額をご設定ください。

**【約款に基づく損害額の目安(年齢別・有職者の場合)】**

| 年　齢 | 被扶養者の有無 | 死亡された場合 | 重度後遺障害の場合 |
|---|---|---|---|
| 25歳 | あ　り | 8,000万円 | 1億5,000万円 |
| | な　し | 7,000万円 | 1億5,000万円 |
| 35歳 | あ　り | 8,000万円 | 1億4,000万円 |
| | な　し | 6,000万円 | 1億4,000万円 |

| 年　齢 | 被扶養者の有無 | 死亡された場合 | 重度後遺障害の場合 |
|---|---|---|---|
| 45歳 | あ　り | 8,000万円 | 1億4,000万円 |
| | な　し | 6,000万円 | 1億3,000万円 |
| 55歳 | あ　り | 6,000万円 | 1億1,000万円 |
| | な　し | 5,000万円 | 1億1,000万円 |

※原則として、3,000万円以上1,000万円単位の金額(ただし、2億円超は「無制限」)でのお引受けとなります。なお、約款に定める重度後遺障害(神経系統や胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を必要とする場合等をいいます。)の場合は、原則として保険金額の2倍の金額まで補償されます。

※実際の損害額の認定は、約款に基づき弊社が行います。

［ **車両保険金額** ］(ご契約のお車についてお支払いする保険金の限度額)

「自動車保険車両標準価格表」等にしたがい、ご契約の締結時におけるご契約のお車と同一の用途・車種、車名、型式、仕様および年式のお車の、市場販売価格相当額を保険金額としてご設定ください。また、車両新価保険特約をご契約の場合は、新車購入時の市場販売価格相当額を協定新価保険金額としてご設定ください。

## ○自動セットされる主な特約について

一定の条件を満たす場合には、下表のとおり特約が自動セットされます。条件を満たさなくなった場合は、その時点で自動的に削除されます。

| 特約名 | 自動セットされる条件等 |
|---|---|
| 他車運転危険補償特約 | ご契約のお車が主な自家用車の場合。車両保険のみご契約の場合を除きます。 |
| 家族内新規運転者の自動補償特約 | 運転者の年齢条件特約または本人・夫婦限定特約をご契約の場合 |
| 自損事故傷害特約 | 対人賠償責任保険をご契約され、かつ、人身傷害保険をご契約されていない場合 |
| 無保険車事故傷害特約 | |
| 車両価額協定保険特約 | 車両保険をご契約の場合 |
| 車両盗難不担保特約(二輪・原付) | ご契約のお車が二輪自動車で車両保険をご契約の場合 |
| 車両搬送費用補償特約 | ― |
| 法律相談費用補償特約 | ― |
| 更新契約の取扱いに関する特約 | 保険契約の更新に関する特約の適用によりご契約が自動更新された場合は、更新契約の取扱いに関する特約は適用されません。 |

### うっかりサポートについて

万が一の更新忘れ、年齢条件の変更忘れ、または家族限定特約や本人・夫婦限定特約の変更忘れの場合も、サポートします。

**●更新契約の取扱いに関する特約**

更新手続きを「うっかり」忘れてしまっても、一定の条件を満たす場合には、前契約の満期日の翌日から起算して30日以内の事故に限り、前契約と同条件で補償します。弊社から自動更新されないことをご連絡したご契約に適用されます。

ただし、満期日を迎えるご契約のお車の保険期間が1年未満の場合は適用対象外となります。

**●家族内新規運転者の自動補償特約**

運転者の年齢条件や本人・夫婦限定特約の変更を「うっかり」忘れてこれらの対象外となる「始期日以降に運転免許を取得した記名被保険者(運転者の年齢条件特約をご契約の場合のみ対象です。)またはそのご家族*1」または「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族*1に該当した方」が運転中に起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*1 運転者の年齢条件特約をご契約の場合は記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいい、本人・夫婦限定特約をご契約の場合は記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。ただし、「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族に該当した方」のご家族には、配偶者として婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みません。

※事実発生日の翌日から起算して30日以内に発生した事故はご契約内容に応じて保険金をお支払いしますが、31日目以降に発生した事故は対人賠償責任保険・対物賠償責任保険(これらに適用される特約を含みます。)についてのみ保険金をお支払いします。

**●家族限定特約、本人・夫婦限定特約(これらの特約の中に、以下のうっかりサポート機能が組み込まれています。)**

始期日*2時点で家族限定特約または本人・夫婦限定特約に定める運転者の範囲内であった方が、その後の続柄の変更等により補償対象外となった後に運転して起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくこと等を条件に保険金をお支払いします。

*2 保険期間の途中でこれらの特約をご契約いただいた場合は、その時点をいいます。

## 10 からだに関する補償 申込書

### ●保険金額の設定について 契約概要

#### <傷害定額(ケガに関する補償)の場合>

各保険金額・日額とも引受けの限度額があります。

保険の対象となる方が保険期間の初日時点で満15歳未満の場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約等*1および超保険・生命保険部分*2と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

保険の対象となる方がご契約者と異なり、かつ、保険の対象となる方の同意がない場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約等*1と合算して1,000万円までとなりますので、ご注意ください。

実際にご契約される保険金額・日額については、申込書等をご確認ください。

*1 普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立型の傷害保険等の保険契約等をいいます。

*2 長割り終身、定期保険[無配当]の保険金額(特約で保障する保険金額を含みます。)をいいます。

#### <所得補償(収入減に関する補償)の場合>

所得補償保険金の保険金日額は、年間所得÷12×対月間所得割合*3÷30(ただし、家事従事者の場合は5,700円)以下でご設定ください。

実際にご契約される保険金日額については、申込書等をご確認ください。

*3 対月間所得割合とは、保険の対象となる方の加入している公的医療保険制度により、右記のとおりとなります。

| 保険の対象となる方が加入している公的医療保険制度 | 対月間所得割合 |
|---|---|
| 国民健康保険 | 80%以下 |
| 上記以外(健康保険、各種共済組合等) | 50%以下 |



## ●傷害定額(ケガに関する補償)における死亡保険金受取人の指定について 注意喚起情報

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご契約をされた場合、ご契約は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、保険の契約についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

## 11 他の保険契約等がある場合 申込書

他の保険契約等とは、この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 12 ご確認事項 申込書

●住まいに関する補償において建物をご契約される場合、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)等から融資を受けている場合は超保険でのお引受けができませんので、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

●自動車に関する補償において、過去1年間に解除となった契約が存在する場合は、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。

●自動車に関する補償において、ご契約者が自ら所有し、かつ、使用されるお車の総付保台数が10台以上ある場合は、フリート契約者としてTAPでご契約いただくことになりますので、ご契約の際に必ず申込書等に記載してください。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

## 13 ご契約のしおり(約款)について 申込書

「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について、「Web約款(ご契約のしおり(約款)を弊社ホームページ上で閲覧いただく方法)」または「冊子」のいずれかをご選択ください。弊社では、地球環境保護のため「Web約款」をご選択いただいたお客様をパートナー(Green Giftパートナー)として、「Green Gift」プロジェクトを推進しています。詳細は弊社ホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)をご参照ください。

※「Web約款」を新規にご選択いただいたお客様は、弊社より契約1件につきマングローブ2本の植林に相当する金額を、植林を行うNGO等に寄付させていただきます。

**<超保険のご契約者様限定サービス>「あなたのマングローブ」のご案内**

超保険のご契約で「Web約款」をご選択いただいたお客様には、マングローブの植林地をご報告するフォトメッセージ(ハガキ)を送付させていただきます。さらに弊社ホームページ「Green Gift」サイト内のスペシャルサイト「あなたのマングローブ」にて、マングローブが成長していく様子をご覧いただけます。

## 14 満期を迎えるとき

ご契約には「保険契約の更新に関する特約」が自動セットされ、満期日までに、ご契約者からのその補償を更新しない旨のお申出*1または弊社からご契約者へのその補償を更新しない旨の通知がない限り、各補償は所定の制度に基づき満期日に自動的に更新(下記参照)されます。

*1 保険契約の更新に関する特約の適用を希望しない場合(ご契約を更新しない場合等)、満期日までに弊社所定の書面によりご契約の代理店または弊社までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり、下記「更新後契約における事故発生時の取扱い」の適用はありません(「超保険 自動更新停止のお知らせ」をお送りします。)。

※保険契約の更新に関する特約を適用してご契約を更新いただいた場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(更新後のご契約の内容によっては、保険契約継続証に代えて、保険証券を発行することがあります。)。

### ●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について

**更新後の内容は更新前と原則として同じですが、以下のとおり、補償の更新を制限させていただく場合があります。**

**○保険金請求状況によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。**

**○「からだに関する補償(傷害定額および所得補償)」の更新には年齢制限があります。**

からだに関する補償(傷害定額および所得補償)の満期日における保険の対象となる方の年齢が右記の年齢以上となる場合は、補償の更新のお取扱いを行いません。また、右記の年齢以上とならない場合であっても、年齢により次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

| 傷害定額(ケガに関する補償) | 所得補償(収入減に関する補償) |
|---|---|
| 90歳 | 70歳 |

**○補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。**

弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新のお取扱いを行えないことがあります。

### ●更新後契約の保険料について

保険料は、更新日現在の補償ごとに保険の対象の価額の変動、無事故実績、年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

### ●更新後契約における事故発生時の取扱い

保険契約の更新に関する特約を適用した更新後契約において事故が発生した場合、以下の条件をすべて満たすときには、初回保険料*2が払い込まれたものとして保険金をお支払いします。

①保険契約継続証等に初回保険料*2の払込期日の記載があること。

②事故の発生の日が初回保険料*2の払込期日以前であること。

③事故の発生の日の前日までに到来した更新前契約の払込期日までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること(更新前契約に保険料払込期日がない場合は、更新前契約の保険料の全額が払い込まれていること。)。

*2 一時払保険料を含みます。

## 15 満期返れい金・契約者配当金・解約返れい金について

契約概要

●満期返れい金・契約者配当金はありません。
●解約時に解約返れい金をお支払いできる場合があります。

## 16 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

●ご契約時にご契約者、補償を受けられる方（保険の対象となる方）または指定された保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご契約を取り消すことができます。
●以下に該当する事由がある場合は、ご契約は無効になります。
- ご契約時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもっていた場合
- ご契約時に、ご契約のお車が実在していない場合や他人に譲渡等をされていた場合、車検が切れている場合や登録を抹消していた場合（もっぱら公道以外を走行する場合やお車の財産的価値を補償する目的で車両保険をご契約している場合等を除きます。）
- ご契約者以外の方を保険の対象となる方とするご契約について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき

●以下に該当する事由がある場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- ご契約者、補償を受けられる方（保険の対象となる方）または保険金の受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害、傷害または疾病を生じさせた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し補償を受けられる方（保険の対象となる方）または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合　等

## 17 クーリングオフについて（クーリングオフ説明書）

注意喚起情報　申込書

**超保険はクーリングオフの対象外です*1。**

クーリングオフとは、ご契約のお申込み後であっても、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解約*2ができる制度のことをいいます。ただし、クーリングオフができる場合には、保険期間が1年を超えるご契約であること等の一定の条件があります。

**超保険は保険期間が1年を超えるご契約はできませんので、クーリングオフの対象外となります。ご注意ください。**

*1 からだに関する補償（生命保険）はクーリングオフの対象となります。
*2 ご契約者からの意思表示によって、保険契約の効力を失わせることをいいます。

## 18 その他ご契約時にご注意いただきたいこと

❶ ご契約手続きから1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社までお問い合わせください。到着後、保険証券は大切に保管してください。
❷ 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
❸ 損害保険会社等の間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について、確認を行っています。確認内容は、これらの目的以外には用いません。
❹ 質権を設定される場合は、原則として弊社専用の用紙により設定いただく必要があります。なお、特段のお申出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に保険証券（本紙）を送付します。ただし、質権が設定されたご契約が更新される場合には、質権者に保険契約継続証（本紙）は送付しません。
❺ 現在のご契約を満期日を待たずに解約され、新たにご契約されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。
- 返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
- 新たにご契約される保険契約は、現在のご契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- 自動車に関する補償において、新たなご契約の等級の進行が、解約されない場合と比べて不利になることがあります。
- からだに関する補償（傷害定額および所得補償）において、新たにご契約される保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等によりお断りする場合があります。

注意喚起情報

❻ ご契約者が死亡された場合は、ご契約者の死亡時の法定相続人にこのご契約の権利および義務が移転します。
❼ 地震保険および地震危険等上乗せ補償特約の保険料は地震保険料控除の対象となり、所得補償（収入減に関する補償）の保険料は生命保険料控除の対象となります*3。その他の補償の保険料については保険料控除の対象となりません。（2011年8月現在）

*3 保険料控除の対象となるのは、今年（1月から12月まで）払込みいただいた保険料です*4*5。
*4 初回保険料の払込みが翌年1月以降となるご契約（12月始期の口座振替のご契約等）の場合は、保険証券に添付されている証明書はご使用できません（控除証明書の「控除対象保険料」には「0円」と表示されます。）。翌年にあらためてお送りする控除証明書を翌年の保険料控除にご使用ください。
*5 12月始期のクレジットカード払・コンビニ払（払込取扱票払）のご契約等で、初回保険料を翌年1月以降に払込みいただく場合、その保険料は翌年の所得から控除することになるため、保険証券に添付される証明書は今年の保険料控除の申告にご使用できません。翌年の保険料控除の申告までお取り置きのうえ、ご使用ください。

❽ 自動車に関する補償において、中断制度の改定に伴い、既に中断証明書をお持ちの方は、お手持ちの中断証明書の記載内容にかかわらず中断制度が適用できる場合があります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。
❾ 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

注意喚起情報

**東京海上日動火災保険株式会社**

保険の内容に関するご不満・ご要望等のお申出はお客様相談センターにて承ります。

携帯PHS OK **0120-067-097**

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。
受付時間：平日 午前9時～午後6時（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）

**（社）日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である（社）日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、（社）日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、（社）日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（http://www.sonpo.or.jp/）

携帯OK **0570-022808**

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日はお休みとさせていただきます。）



# Ⅱ ご契約後にご注意いただきたいこと

東京海上日動のお引受けとなる「住まいに関する補償」「自動車に関する補償」「携行品・賠償・費用に関する補償」「からだに関する補償（傷害定額および所得補償）」について記載しています。東京海上日動あんしん生命のお引受けとなる「からだに関する補償（生命保険）」の「ご契約後にご注意いただきたいこと」については、各商品の「パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 1 解約されるとき

注意喚起情報

ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面でのお手続きが必要です。

### ●解約と解約返れい金について

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還される保険料があっても、多くの場合払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。
- ご契約者からのお申出による解約の場合、保険料を解約日以降に請求することがあります。

### ●自動車に関する補償におけるご契約の中断制度について

ご契約を一旦中断したうえで*1、中断後の新たなご契約に中断前のご契約に適用されていた等級と同等の等級（中断前のご契約に保険事故がある場合には、その事故件数に応じた等級）または中断前のご契約に適用されていた等級に「1」を加えた等級*2を適用できる制度があります（中断後のご契約に7等級が適用される場合、中断前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、中断前のご契約と異なる割増引率が適用されることがあります。）。なお、本制度のご利用には、ご契約の中断日（解約日または満期日）から5年以内に、ご契約の代理店または弊社まで、中断証明書の発行をお申出いただく必要があります。

*1 中断の事由が、ご契約のお車を廃車・譲渡・返還・一時抹消した場合、ご契約のお車が盗難された場合またはそれらに伴い既に所有する別のお車と入替を行った場合、ご契約のお車が車検切れにより使用できなくなった場合、記名被保険者が海外渡航した日の6か月前の日以降に解約日または満期日がある場合に限ります。
*2 中断前のご契約の始期日から満期日または解約日までの期間が1年で、かつ保険事故がない場合に限ります。

### ●からだに関する補償における保険の対象となる方からのお申出による解約について

傷害定額（ケガに関する補償）または所得補償（収入減に関する補償）においては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、代理店または弊社までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

## 2 事故が起こったとき

❶ 事故が発生した場合には、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。なお、火災事故が発生した場合、身の安全を確保のうえ、消防署への連絡、消火活動、近隣への避難勧告等の初期対応を行ってください。
❷ 自動車に関する補償の対人・対物賠償責任や個人賠償責任等の法律上の損害賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社とご相談いただきながらおすすめください。
❸ 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。
- 建物登記簿謄本、印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方（保険の対象となる方）、保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
- 自動車検査証等のお車の詳細を確認するための書類
- 弊社の定める就業不能状況報告書
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

❹ 補償を受けられる方（保険の対象となる方）または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき補償を受けられる方（保険の対象となる方）または保険金の受取人の代理人がいない場合は、補償を受けられる方（保険の対象となる方）または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、補償を受けられる方（保険の対象となる方）または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
❺ 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
❻ 損害保険金の他に、費用保険金が支払われる場合がありますので、「ご契約のしおり（約款）」に記載の「お支払いする保険金の概要一覧」をご確認ください。
❼ 損害が生じたことにより補償を受けられる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
❽ 住まいの補償において保険金を支払うべき損害の額が1回の事故で支払限度額（保険金額）の100%となった場合*1、その補償は損害発生時に失効します。地震保険においては、損害の認定が全損となり保険金をお支払いした場合、損害発生時に失効します。なお、この規定によりご契約が失効しない限り、保険金のお支払いにより支払限度額（保険金額）が減額されることはありません。

*1 保険の対象が建物の場合には「全損時の保険金支払いに関する特約」により保険金が支払われたときを含みます。

❾ 自動車に関する補償において、弊社が、全損として車両保険金をお支払いした場合、弊社はご契約のお車について補償を受けられる方が持っている所有権その他の物権を取得することがあります。
❿ 自動車に関する補償において、弊社は、以下の場合に対人賠償保険金・対物賠償保険金をお支払いします。
1.補償を受けられる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合　3.補償を受けられる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
2.相手方が補償を受けられる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合　4.補償を受けられる方が相手方に賠償金をお支払いする前に、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合
⓫ 自動車に関する補償において、人身傷害保険で補償を受けられる方が死亡された場合、補償を受けられる方の法定相続人および父母・配偶者または子が保険金請求権者となります。

**東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、裏表紙をご参照ください。**

## 3 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。

| 補償内容 | 経営破綻した場合等のお取扱い |
|---|---|
| 住まいの補償、自動車に関する補償、携行品・賠償・費用に関する補償、からだに関する補償（傷害定額） | 原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。 |
| からだに関する補償（所得補償） | 原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。 |

※**地震保険の場合**…地震保険については、破綻した場合においてもその全額が補償されることとなります。詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。

## ペットネーム・略称について

| ペットネーム・略称 | 正式名称 |
|---|---|
| トータルアシスト超保険<br>超保険 | 新総合保険、地震保険、医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）［無配当］、がん治療支援保険［無配当］、<br>長生き支援終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険）、<br>長割り終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険）、家計保障定期保険［無配当］、定期保険［無配当］ |
| ちょいのり保険（1日自動車保険） | 一日単位型ドライバー保険特約（包括方式）に基づき通知された自動車運転者保険 |
| メディカルKit | 医療総合保険（基本保障・無解約返戻金型）［無配当］ |
| 長生き支援終身 | 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身介護保険 |
| 長割り終身 | 5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険 |
| 住まいの選べるアシスト特約 | 火災・盗難時再発防止費用補償特約 |
| 対物超過修理費特約 | 対物超過修理費用補償特約 |
| 入院時選べるアシスト特約 | 人身傷害諸費用補償特約 |
| エコノミー車両保険（車対車＋A） | 車対車「車両損害」補償特約（相手自動車確認条件付）および車両危険限定補償特約（A）をご契約の車両保険 |
| 限定A | 車両危険限定補償特約（A）をご契約の車両保険 |
| 車対車免ゼロ特約 | 車両保険の免責金額に関する特約 |
| 駐車中の当て逃げ被害補償特約 | 衝突・接触に関する追加補償特約 |
| 車両修理時支払限度額引上げ特約 | 車両修理時の支払限度額引上げに関する特約（50万円限度） |
| おくるま搬送時選べる特約 | 車両搬送時の諸費用補償特約 |
| 家族限定特約 | 運転者家族限定特約 |
| 本人・夫婦限定特約 | 運転者本人・配偶者限定特約 |
| TAP | 一般自動車保険 |
| ドライバー保険 | 自動車運転者保険 |
| 弁護士費用特約 | 弁護士費用等補償特約（自動車） |

※ 申込書等において本冊子を「重要事項説明書」と記載することがあります。

※マタニティーマークの著作権は厚生労働省に帰属します。

**東京海上日動のホームページのご案内**
**http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/**

東京海上日動のホームページでは、契約者さま専用ページ（ご契約についての各種サービス機能）をご用意しております。左記URLよりアクセスのうえ是非ご利用ください。

詳しい補償内容については「ご契約のしおり（約款）」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動または東京海上日動あんしん生命のホームページでご参照いただくか、代理店、東京海上日動または東京海上日動あんしん生命までご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店、東京海上日動または東京海上日動あんしん生命までお問い合わせください。

---

### 事故のご連絡・ご相談は

**東京海上日動安心110番（事故受付センター）**

**0120-110-894**

受付時間：
24時間365日

携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
（「ア」行に登録できます）

### 超保険に関するお問い合わせは

**カスタマーセンター**

損保 **0120-323-523**
受付時間：平日午前9時～午後6時（土日祝日・年末年始は除く）

生保 **0120-016-234**
受付時間：平日午前9時～午後6時、土曜午前9時～午後5時（日祝日・年末年始は除く）

お問い合わせ先

**東京海上日動火災保険株式会社**
東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

**東京海上日動あんしん生命保険株式会社**
東京都中央区銀座5-3-16 〒104-0061
http://www.tmn-anshin.co.jp/

E65-10670(2)改定201109
0125-GJ11-10013-2011年9月作成
募資11-GJ11-005